

<p style="text-align: center;">SJAC 9104-1 パブリックコメント用ドラフト</p>	SJAC 9104-1 規格原案
	<p>準拠 : IAQG Final Draft (4 Dec. 2011 版)</p> <p>作成 : <u>IAQG 規格検討 WG 及び JRMC</u> 2012/01/10</p>
<p>航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム 認証プログラムに対する要求事項</p>	

根拠

2004年にIAQGにより作成された9104規格の初版を発行後、業界による監視制度(ICOP)スキームの航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)のすべての内容を、単一の規格内にまとめることは非常に困難であることが明らかになった。このため、規格を次の3つに分割することを決定した。

- 9104-1- 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項
- 9104-2- 航空宇宙品質マネジメントシステム審査登録制度のオーバーサイト要求事項
- 9104-3- 航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

オーバーサイト活動の要求事項及び、AQMS審査員に要求される力量に関する情報の要求事項(9104-2及び9104-3規格)は、元の9104規格から削除されている。この結果、元の9104規格を、9104シリーズ規格の3本柱における中心的な規格である9104-1規格として再定義し、全面改訂することが必要となった。

まえがき

1998年12月、航空、宇宙及び防衛分野の産業界では、生産活動における価値創造の流れを通じて、品質の著しい改善及びコスト削減を達成するという目的のために、IAQGを設立した。

IAQGは、航空、宇宙及び防衛分野(“航空宇宙分野”とも呼ばれる)で使用される製品の設計、製造及び整備のためのサプライチェーン全体を通して実施され、維持されるべき航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステムに対する特有の要求事項を設定した。これらの要求事項は、9100シリーズ規格(すなわち9100規格、9110規格及び9120規格)として、アメリカではSAE Internationalが、ヨーロッパでは航空宇宙防衛ヨーロッパ規格協会(ASD-STAN)が、そしてアジア・パシフィックでは日本規格協会(JSA)及び日本航空宇宙工業会(SJAC)が、時期を同じくして発行している。

IAQGのもう一つの活動は、各IAQGセクター内で既に使用されている又は開発中のスキームを考慮しながら、9100シリーズ規格を使用した認証機関(CB)による審査を受入れ認知する世界規模のスキームの開発である。これらのスキームは、共通の2つの重要な要素を持っている。

(1)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

- 航空、宇宙及び防衛分野の産業界の指導及びオーバーサイト活動の下での、航空、宇宙及び防衛分野特有の要素と要求事項による、第三者審査認証スキームの利用
- サプライチェーン全体を通じて品質及びプロセスの管理の改善を目的とした、CB と協調したアプローチの採用

この規格は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の認証スキーム (通常, “業界による監視制度 (ICOP) スキーム” と呼ばれる) を管理する基本的な要求事項を定義している。このシリーズの他の 2 つの規格 (すなわち, 9104-2 規格と 9104-3 規格) はそれぞれ, オーバーサイトプロセスを定義する特有の要求事項と, AQMS 審査員の資格と研修に対する要求事項を規定している。これら 3 つの規格が全体として, 一般に ICOP 認証マネジメントシステムの “規格の 3 本柱” と呼ばれる。

この規格は, 次の 3 つの基本事項に基づき, CB から提供される審査結果の利用を管理するための個々の IAQG セクタースキームに対する規定を定めている。

- 認定を受けた CB の使用
- CB による, 資格承認を受けた AQMS 審査員の使用
- 品質マネジメントシステムにおける国際的な航空, 宇宙及び防衛分野の規格の適用

この規格では, ICOP スキームに必要な, 次の要素について取り扱う。

- a) 認定機関 (AB), 審査員資格証明機関 (AAB) 及び研修提供者承認機関 (TPAB) の承認
- b) CB の認定及び認知
- c) 認定を受けている CB による品質マネジメントシステムの審査
- d) 審査における認証の組織構造 (Certification Structure), 内容及び審査工数を決定するための基準
- e) 審査によって指摘された不適合の記録及び処置
- f) 審査結果, 審査所見及び認証の公表
- g) Online Aerospace Supplier Information System (OASIS) データベースへのデータ入力
- h) 確立されたプロセス (例えば, 審査工数の算定, 多数サイトを持つ組織の認証) に対する国際認定機関フォーラム (IAF) の指針及び MD 文書の適用

更にこの規格は, 次を規定している他の SJAC 9104 シリーズ規格 (すなわち, SJAC 9104-2 及び SJAC 9104-3 規格) を参照している。

- i) AQMS 審査員の資格及び経験についての最低要件
- j) AAB による審査員の資格証明及び IAQG セクターによる認知
- k) 該当するセクター管理委員会 (SMS), IAQG の製造元業者 (OEM) 及び ICOP スキームの運用管理に参画している他の組織とその代表者による AB, CB, TPAB, AAB 及び AQMS 審査員のオーバーサイト活動
- l) IAQG オーバーサイト機能の運用

(2)

著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

この規格は、要求されている審査プロセスの報告ツール (SJAC 9101 規格参照) の使用に関する指針及び、ICOP スキームの運用当初から得られた教訓に基づき、要求事項の明確化とプロセスの改善も含んでいる。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、IAQG により作成された SJAC 9104-1 規格にはない事項である。

SJAC DRAFT 2012/01/10

目 次

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	2
4	セクター管理委員会 (SMS) の要求事項	8
5	認定機関 (AB) に対する要求事項	10
5.1	一般	10
5.2	認定機関 (AB) の内部組織に対する要求事項	11
5.3	認定機関 (AB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項	11
5.4	認定機関 (AB) の要員に対する要求事項	17
6	認証機関 (CB) に対する要求事項	18
7	航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員に対する要求事項	22
8	審査と報告に対する要求事項	23
8.1	認証の組織構造 (Certification Structure) の要求事項	23
8.2	最小審査工数	26
8.3	航空宇宙審査チーム	34
8.4	不適合	35
8.5	審査チームの結論と報告	36
8.6	認証文書の発行	37
8.7	認証の喪失	38
8.8	認証の移転	38
8.9	先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP)	39
8.10	コンピュータを使った審査技法 (CAAT)	40
9	オーバーサイト・プロセスに対する要求事項	40
10	審査員資格証明機関 (AAB) に対する要求事項	40
10.1	一般	40
10.2	審査員資格証明機関 (AAB) の内部組織に対する要求事項	41
10.3	審査員資格証明機関 (AAB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項	41
10.4	航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の力量	42
10.5	審査員資格証明機関 (AAB) のマークとロゴの使用	42
10.6	航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の維持, 一時停止, 拡大, 取消し	43
10.7	航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の記録の保管	43
10.8	航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の認知	43
11	研修提供者承認機関 (TPAB) に対する要求事項	43
11.1	一般	43
11.2	研修提供者承認機関 (TPAB) に対する組織上の要求事項	44
11.3	研修提供者承認機関 (TPAB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項	44

(4)

著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

12	Online Aerospace Supplier Information System (OASIS) データベース	45
13	Other Party Management Team (OPMT) の要求事項	46
13.1	手順	46
13.2	OPMT の責任	46
13.3	OPMT の構成	47
13.4	IAQG のオーバーサイト活動	47
13.5	認証の組織構造 (Certification Structure) オーバーサイト分科委員会	47
14	OASIS データベースのフィードバックプロセス	48
14.1	OASIS データベース	48
14.2	フィードバック・ループ A (顧客から供給者へ)	48
14.3	フィードバック・ループ B (顧客から認証機関へ)	48
14.4	フィードバック・ループ C (顧客への審査情報提供)	49
14.5	認定機関 (AB) へのフィードバック	49
15	セクター管理委員会 (Sector Management Structure : SMS)	49
15.1	セクター管理委員会 (SMS) の組織	49
15.2	セクター管理委員会 (SMS) の構成	50
15.3	セクター管理委員会 (SMS) の権限	50
15.4	IAQG OPMT へのセクター管理委員会 (SMS) の代表	50
16	SJAC 9104-2 規格のオーバーサイト活動に対するクロスフロンティア方針	51
17	記録	52
18	認証を受けた組織に対する要求事項	53
19	機密保持及び利害抵触	54
20	料金と財務	54

附属書

附属書 A	略語集	55
附属書 B	JIS Q 9100/9110 規格/9120 規格 (2009 年版) 認証審査に対する ICOP スキームにおける認証の組織構造 (CERTIFICATION STRUCTURE) 一覧表	56
附属書 C	オンライン航空宇宙供給者情報システムデータベース (OASIS) に登録する情報	59

(本文中の) 図及び表

図 1	OASIS データベース内の、顧客-供給者-認証機関 (CB) のフィードバックループ図	49
図 2	SMS の組織図	51
表 1	AB による CB の審査に関する要求事項	14
表 2	審査工数要求事項	26
表 3	マルチプルサイトの組織審査頻度	29
表 4	セベラルサイト組織に対する、削減された範囲/コンプレックスに関する容認できる削減	30
表 5	OASIS データベースのデータに対する責任	46

航空宇宙工業規格

航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム

認証プログラムに対する要求事項

1 適用範囲

この規格の目的は、業界による監視制度（ICOP）スキームの運営のための要求事項及び業界が認める慣行を定義することである。これにより、認定された認証機関（CB）が発行した品質マネジメントシステムの認証を持つ供給者が、適用される航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格の要求事項を満たしているという信頼感を、航空、宇宙及び防衛分野の顧客及び組織に与える。この規格の中で確立された要求事項は、AQMS 認証及びそれに関連する活動の運営のために IAQG 及びその 3 セクターに適用される。この要求事項は、IAQG の各ワーキング・グループ [例えば、セクター管理委員会、業界による認証制度管理チーム（OPMT）]、IAQG メンバー会社、認定機関（AB）、CB、認証機関管理委員会（CBMC）、審査員資格証明機関（AAB）、研修提供者承認機関（TPAB）、研修提供者（TP）及び AQMS 規格の認証を求めている又は得ようとしている組織に適用される。

組織が採用する AQMS 規格は、組織の活動に応じて JIS Q 9100 規格、SJAC 9110 規格及び／又は SJAC 9120 規格でなければならない。これらの規格は、この文書の中で“AQMS 規格”として引用される。IAQG メンバー会社は、同等な AQMS 規格（例えば、AS、EN、JIS Q、NBR）すべてに対する供給者の品質マネジメントシステムの認証について認知することを表明している。各 IAQG セクターは、この規格に定義される要求事項を、IAQG 及びその 3 つのセクター [すなわち、アメリカ航空宇宙品質グループ（AAQG）、ヨーロッパ航空宇宙品質グループ（EAQG）及びアジア・パシフィック航空宇宙品質グループ（APAQG）] に承認された他の規格へ拡大し適用してもよい。

注) 国内認証スキームの対象となる AQMS 規格は、JIS Q 9100 規格のみであるが、本文中対応する規格として、対訳上 SJAC9110 規格及び SJAC9120 規格と記述する。

2 引用規格

審査及び評価は、該当する場合、次の品質マネジメント規格の最新版（及び発行された版）並びに、指針及び必須文書に基づいて実施しなければならない。年号の記載のあるものは、その版が適用される。この規格と、次の参照規格及び文書の要求事項の間で矛盾がある場合、この規格の要求事項を優先しなければならない。

JIS Q 9100	品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項
SJAC 9101	品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項
SJAC 9104-2	航空宇宙 品質マネジメントシステム 審査登録制度のオーバーサイト要求事項
SJAC 9104-3	航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項
SJAC 9110	品質マネジメントシステム - 航空分野の整備組織に対する要求事項
SJAC 9120	品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の販売業者に対する要求事項

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

事項

注記 上記の IAQG 規格の同一の版（例えば，AS，EN，JIS Q，SJAC，NBR）が各 IAQG セクターにおいて標準化団体から発行されている。

JIS Q 9000	品質マネジメントシステム – 基本及び用語
JIS Q 9001	品質マネジメントシステム – 要求事項
JIS Q 17011:2004	適合性評価 – 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JIS Q 17021:2011	適合性評価 – マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
JIS Q 17024:2003	適合性評価 – 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
ISO 19011:2011	Guidelines for quality and/or environmental management systems auditing
(JIS Q 19011:201x	品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針として発行予定)
IAF GD 3:2003	IAF Guidance on Cross Frontier Accreditation
IAF MD 1:2007	IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling
(JAB MS301-2008	“マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準” についての指針 – サンプルングに基づく多数サイトの認証 –)
IAF MD 2:2007	IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems
(JAB MS302-2008	“マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準” についての指針 – 認定されたマネジメントシステム認証の移転 –)
IAF MD 3:2008	IAF Mandatory Document for Advanced Surveillance and Recertification Procedures (ASRP)
(JAB MS303-2008	“マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準” についての指針 – 先進的サーベイランス・再認証手順 –)
IAF MD 4:2008	IAF Mandatory Document for the use of Computer Assisted Auditing Techniques (“CAAT”) for Accredited Certification of Management Systems
(JAB MS304-2008	“マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準” についての指針 – 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法 (“CAAT”) –)
IAF MD 5:2009	IAF Mandatory Document For Duration of QMS and EMS Audits
(JAB MS305-2009	“マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準” についての指針 – QMS 及び EMS 審査の工数 –)
IAF ML 4:2011	Policies and Procedures for a Multilateral Recognition Arrangement on the Level of Accreditation Bodies and on the Level of Regional Groups

3 用語及び定義

一般的な用語に対する定義は，JIS Q 9000 及び IAQG ウェブサイトにある IAQG インターナショナルディクショナリーにて閲覧可能である。この規格の略語一覧は，附属書 A に規定されている。この規格で適用する定義は，次による。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

3.1

認定機関 (Accreditation Body:AB)

航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格に対する認証を発行するための認証機関 (CB) の認定に対する主要な責任を持つ、IAQG のセクターから承認された機関。

3.2

航空宇宙 (Aerospace)

航空、宇宙及び防衛分野の機体、エンジン、装備品又は構成部品の設計、製造、整備、小口販売、並びに支援事業及び機体整備及び部品の小口販売業務を含む、すべての附随する関連事業

3.3

航空宇宙品質マネジメントシステム (Aerospace Quality Management System : AQMS)

JIS Q 9001 に基づき、IAQG が 9100 規格、9110 規格及び 9120 規格として設定した、航空、宇宙及び防衛分野の追加要求事項を含む品質マネジメントシステム

3.4

航空宇宙品質マネジメントシステム審査員 (Aerospace Quality Management System (AQMS) Auditor)

航空、宇宙及び防衛分野の組織の審査を行うための実証された特性 (すなわち、教育・訓練、審査経験、産業経験) 及び力量のある要員。AQMS 審査員は、航空宇宙産業経験審査員又は航空宇宙審査員として定義され、SJAC 9104-3 規格及びこの規格の 7 項で規定した要求事項を満たさなければならない。

注記 “航空宇宙審査員” という用語は、SJAC 9104-3 規格の中で定義されている “審査員” という用語と同じである。この規格と SJAC 9104-3 規格の要求事項が適用される限りにおいて、AQMS 審査員に対して、IAQG セクターで別の名称を使用してもよい。

3.5

評価 (Assessment)

規定された評価基準に基づいて、適合性評価機関 (例えば、認定機関 (AB)、認証機関 (CB)、審査員資格証明機関 (AAB)、研修提供者承認機関 (TPAB)) の力量を評価する体系的なプロセス。(JIS Q 17011 参照)

3.6

審査 (Audit)

審査証拠を入手し審査基準が満たされている程度を判定する目的のために審査証拠を評価する、システマティックで、独立し、文書化されたプロセス。

3.7

審査員資格証明機関 (Auditor Authentication Body : AAB)

特定要求事項に従い、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明に対して重大な責任を持つ、IAQG セクターによって承認された機関

3.8

中央事務所 (“中央機能 (Central Function)” と呼ばれる) (Central Office)

単一の AQMS 規格の認証の下で、組織に対する“共通の”品質マネジメントシステムをコントロールする組織の所在地/活動。

3.9

認証機関 (Certification Body : CB)

審査及び認証サービスを行い、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格及び業界による監視制度 (ICOP) スキームの下で必要とされる補足文書に関して認定の対象となる機関。

3.10

認証機関管理委員会 (Certification Body Management Committee : CBMC)

国家レベル (例えば、イタリア、フランス、ドイツ、スペイン、英国、オーストリア) における該当国内で機能し、SJAC 9104 シリーズ規格の適合性に責任を持つセクター管理委員会 (SMS) の内部の組織。CBMC は、該当するセクター内で SMS のコントロール下で、SMS と同じ機能を持つ。

注) 国内認証スキームにおいては、認証機関管理委員会は関係しない。

3.11

認証の組織構造 (Certification Structure)

航空、宇宙及び防衛分野の組織の認証活動が、契約した認証機関 (CB) によってどのように構造化され管理されるのかを説明するために利用される用語。その定義された認証の組織構造は、CB に対して、頑強で適合性のある審査プログラムの開発を支援し、又業界に対して、OASIS データベース内において組織構造の明確さを提供する。強固な開発をする CB 及び適合している審査プログラムを支援し、OASIS データベース内の構造の可視性がある産業を提供する。これらの構造は次の通り定義される。追加の詳細は附属書 B による。

- a) シングルサイトー 一つの所在地を持つ組織。その組織は、その所在地で一つの大きな建物又は複数の建物で運営される。その組織は、一つ又は複数のプロセスを通じて流れる、一つ又は複数の製品、若しくは製品群を持つ。
- b) マルチプルサイトー 活動の計画、管理又はマネジメントを行う特定された中央機能 (中央事務所、しかし必ずしもその組織の本社である必要はない。) と、その活動を全体的又は部分的に行うサイト間のネットワークをもつ組織。中央事務所を除いて、各サイト内のプロセスは、実質的に同じであり、同じ方法及び手順で運営される。(IAF MD1 における“多数サイト組織”の定義と適格性の要求を参照)

- c) キャンパスー 活動の計画, 管理又はマネジメントを行う特定された中央機能 (中央事務所, しかし必ずしもその組織の本社である必要はない。) を持つ組織で, (サイトが) 分散化し, 連続的に関連する製品実現プロセスをもつ組織。この規格の目的においては, キャンパスは, 一つのサイトからのアウトプットが別のサイトへのインプットとなり, 結果的に最終製品又はサービスとなるような生産活動における価値創造の流れとして説明される。
- d) セベラルサイトー 活動の計画, 管理又はマネジメントを行う特定された中央機能 (中央事務所, しかし必ずしもその組織の本社である必要はない。) とサイト間のネットワークを持つ組織で, ネットワークはマルチプルサイト及びキャンパスに対する基準を満たさない。
- e) コンプレックスー 活動の計画, 管理又はマネジメントを行う特定された中央機能 (中央事務所, しかし必ずしもその組織の本社である必要はない) と, マルチプルサイト, キャンパス及びセベラルサイトの組合せ又は2つ以上のキャンパスによる所在地間のネットワークをもつ組織である。

3.12

複合審査 (Combined Audit)

同時に行われる2つ以上の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格に対する組織のマネジメントシステムの審査。

3.13

クロスフロンティア認定 (Cross Frontier Accreditation)

認定機関 (AB) が認定活動を行う又は認証機関 (CB) の登録事務所が所在する以外の国での CB の運用に対する評価/オーバーサイトの実施を, AB に許可する方針。

IAQG は, AB が実施する評価/オーバーサイト活動を認知し及び OASIS データベースにリスト化しなければならない。

3.14

業界による監視制度 (Industry Controlled Other Party : ICOP)

SJAC 9104 シリーズ規格に定義された要求事項に従った, 組織の品質マネジメントシステムの第三者による評価と認証のための, IAQG 及び業界の下で管理される, 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格認証スキーム。

3.15

統合マネジメントシステム (Integrated Management System : IMS)

複数の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格 (例えば JIS Q 9100 及び SJAC 9110 規格) の要求事項を満たすために, 組織のパフォーマンスに関する複数側面を管理するため, 組織が単一品質マネジメントシステムを使用する手法。

注記 マネジメントシステムは, 統合の異なるレベルを示してもよい。 (8.2.3 参照)

3.16

国際航空宇宙品質グループ (International Aerospace Quality Group : IAQG)

航空、宇宙及び防衛分野の主要な製造元業者 (OEM) の団体。このグループは、品質改善のために、航空、宇宙及び防衛分野で使用する共通の要求事項と指針の開発のために設立された。

3.17

International Aerospace Quality Group (IAQG) Other Party Management Team (OPMT)

業界による監視制度 (ICOP) スキームの管理のための主要な責任を持つ、航空宇宙の主要な製造元業者の団体。

3.18

IAQG セクター (International Aerospace Quality Group (IAQG) Sector)

特定の地理的区域 (すなわち、アメリカ、ヨーロッパ、アジア・パシフィック) 内のメンバーによって構成される、地域別の IAQG の支部。

3.19

(認証機関の) 登録事務所 (他の SJAC 9104 規格も確認のこと) (Lead Office)

SJAC 9104 シリーズ規格の要求事項を実行するために責任を持つ、認証機関 (CB) の単一の事業所。

3.20

事業所審査 (Office Assessment)

SJAC 9104 シリーズ規格に含まれている評価ツールと評価方法を使用した、適用される AQMS 規格の要求事項に対する、認定機関 (AB)、審査員資格証明機関 (AAB)、若しくは研修提供者承認機関 (TPAB) の管理事務所又は認証機関 (CB) の登録事務所の現地での評価。

3.21

Online Aerospace Supplier Information System (OASIS) データベース

登録済の、各国の航空宇宙産業団体、認定機関 (AB)、研修提供者承認機関 (TPAB)、審査員資格証明機関 (AAB)、認定された認証機関 (CB)、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員、認証を受けている供給者及び審査についての情報を含む、インターネット上の IAQG のデータベースそしてそれは、業界による監視制度 (ICOP) スキームを通してセクター管理委員会 (SMS) によって承認及び認知される。

3.22

組織 (Organization)

業界による監視制度 (ICOP) スキームに基づく審査及び関連する認証プロセスの対象となる品質マネジメントシステムをもつ、すべての法人組織又は定義された法人組織の一部

3.23

審査前活動 (Pre-audit)

認証機関 (CB) と依頼者との間で、最初の接触又は申請の後、初回認証審査 (すなわち、第一段階審査と第二段階審査) の前に行う活動。

3.24

セクター管理委員会 (Sector Management Structure : SMS)

IAQG セクター内に設置され、この規格に定義される業界による監視制度 (ICOP) スキームの適用及びオーバーサイト活動を管理する組織。各セクターは、この組織について異なる名称を使用してもよい。[すなわち、アメリカセクター及びアジア・パシフィックセクターでの航空宇宙審査登録管理委員会 (RMC) , ヨーロッパでの EAQG OPMT 及び国の認証機関管理委員会 (CBMC)]
注) 国内におけるセクター管理委員会は JRMC (航空宇宙審査登録管理委員会) である。

3.25

サイト (Site)

組織が業務又はサービスを行う常設の場所。

3.26

研修提供者承認機関 (Training Provider Approval Body : TPAB)

研修コースの内容と研修機関の管理についてのレビューと承認を実施する主要な責任を持つ、セクター管理委員会 (SMS) に承認された機関。

3.27

生産活動における価値創造の流れ (Value Stream)

顧客への製品又はサービスを提供する端から端までのビジネスプロセス。このプロセスの各段階では、最終製品又はサービスを行うため、中間材、サービス及び情報を使用し、製造してもよい。

3.28

立会評価 (Witness Assessment)

この規格及び SJAC 9104-2 規格に規定されている評価ツールと評価方法を使用した、適用される基準 (すなわち、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格に定義されている要求事項及び評価又は審査チームの手順) に対する、現地審査又は現地評価の期間中の (例えば、認定機関 (AB) , 認証機関 (CB) の) 評価チーム又は審査チームの実施状況の評価。

3.29

立会審査 (Witness Audit)

適用される規格及び要求事項に対する航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査を実施する審査員の能力と力量の評価。

4 セクター管理委員会 (SMS) の要求事項

4.1 セクター管理委員会 (SMS) は、セクター内の運営手順の管理、見直し、承認、実施及び変更の責任を持つ。SMS は、この規格の要求に従い、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格に対する認証機関 (CB) への要求事項と CB の認知及び審査員の資格証明を統括する機能をもつ組織でなければならない。

4.2 セクター管理委員会 (SMS) は、認証機関 (CB) に対する認定機関 (AB) による新規認定のレビュー及び認知への責任を持つ。すなわち SMS 又は認証機関管理委員会 (CBMC) は AB が条項 5 で規定する要求事項、特に審査決定プロセスと力量要求に関する要求事項に合致していることを初回時に評価しなければならない。そしてその評価は、この規格の要求事項に従って AB のオーバーサイト審査を通じて毎年検証される。

AB と、SMS 又は認証機関管理委員会 (CBMC) が合意した場合、AB が 5.4.2 の能力要求事項を十分満たしていることを確認するために、SMS 又は SMS が追認した業界専門家は、AB の認定する意思決定プロセスの一部として追加の調査を実施することができる。

4.3 認証機関管理委員会 (CBMC) を利用する場合、セクター管理委員会 (SMS) は、認証機関管理委員会 (CBMC) を設置し承認しなければならない。CBMC はこの規格の要求事項に従って、国内レベルにおいて SMS と同一の機能をもつ SMS の拡張組織として機能する。

4.4 セクター管理委員会 (SMS) 及び認証機関管理委員会 (CBMC) は、IAQG OPMT, OASIS データベース管理者及び他の SMS に、AB, 認証機関 (CB), 審査員資格証明機関 (AAB) 及び研修提供者承認機関 (TPAB) の一時停止又は取消しの通知を報告しなければならない。

4.5 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認証機関 (CB) をこの規格にしたがって認定機関 (AB) が認定することに関して、SMS は、どの AB が承認されているかを明確にしなければならない。承認の方法は文書化され、その結果は記録として維持しなければならない。SMS に承認された AB は OASIS データベースにおいて明確にされなければならない。

4.6 セクター管理委員会 (SMS) は組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) を認証することを認定された認証機関 (CB) を認知しなければならない。AQMS 規格の CB の認定は本規格に従って、認定機関 (AB) が実施し、サーベイランスされなければならない。認知の方法は文書化され、その結果は記録として維持しなければならない。SMS に認知された CB は、OASIS データベースにおいて明確にされなければならない。

4.7 各セクター管理委員会 (SMS) は、9104-3 規格及びこの規格の要求事項に従って、審査員資格証明機関 (AAB) 及び研修提供者承認機関 (TPAB) の承認、一時停止及び取消しのプロセスを定義しなければならない。SMS に承認された AAB のみ、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の評価、資格証明及び再証明の資格を有する。

AAB 又は TPAB の承認、一時停止、取消しの評価又は決定をする要員は、その決定を行う前の最低限 2 年間は、AAB 又は TPAB のマネジメントシステム又はプロセスの構築、もしくは実業務に携わってはならない。更に、その要員は、不公平な決定につながる潜在的利害抵触が発生するような、AAB 又は TPAB とのいかなる個人的、契約上、自発的、公式な関係をも有してはならない。

4.8 審査員資格証明機関 (AAB) 又は研修提供者承認機関 (TPAB) の承認が取消された場合、セクター管理委員会 (SMS) への再承認に対するすべての申請は取消し日から 12 ヶ月間は却下されなければならない。AAB 又は TPAB は、この決定に対し IAQG 又は OPMT に異議申立てをする権利がある。

4.9 セクター管理委員会 (SMS) は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明を行う審査員資格証明機関 (AAB) を適切なものとして承認しなければならない。

AQMS 規格の審査員に対する資格証明は、SJAC 9104-3 規格の要求事項及びこの規格に従って、AAB によって実施されなければならない。承認の方法と結果は文書化され、その記録は維持しなければならない。SMS に承認された AAB は OASIS データベースにおいて明確にされなければならない。

4.10 セクター管理委員会 (SMS) は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格研修コース及び研修提供者を検討し承認する研修提供者承認機関 (TPAB) を適切なものとして承認しなければならない。

AQMS 規格の研修コース及び研修提供者の承認は、SJAC 9104-3 規格の要求事項及びこの規格に従って、TPAB によって実施されなければならない。承認の方法と結果は文書化され、その記録は維持しなければならない。SMS に承認された TPAB は OASIS データベースにおいて明確にされなければならない。

4.11 セクター管理委員会 (SMS) は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査を実施する審査員の審査員資格証明機関 (AAB) による資格証明を認知する。各 SMS は、9104-3 規格の要求事項及びこの規格に従って公式なプロセスによって文書化しなければならない。承認の方法と結果は文書化され、その記録は維持しなければならない。SMS に認知された AQMS 審査員は、OASIS データベースにおいて明確にされなければならない。

4.12 この規格の要求事項に従って認定機関 (AB)、審査員資格証明機関 (AAB)、研修提供者承認機関 (TPAB)、研修提供者 (TP)、認証機関 (CB) 及び航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員が各 IAQG セクターから受けた承認、認知、認証又は資格証明は、他の IAQG セクターからも認知されなければならない。

4.13 各セクター管理委員会 (SMS) は、能力不足、要求事項への不適合又はデータの改竄があった場合 (ただしこれらに限定しない)、認定機関 (AB)、認証機関 (CB)、審査員資格証明機関 (AAB)、研修提供者承認機関 (TPAB) 又は航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の承認、認知、資格証明に対する取消し又は一時停止の権限を有する。

4.14 各セクター管理委員会 (SMS) は、本規格で定められた SMS に対する要求事項を実行し適合する運用手順を設定し維持しなければならない。この手順には記録の保管に関する要求事項を含まなければならない。

4.15 各セクター管理委員会 (SMS) は、展開活動を示す必要なデータを IAQG OPMT へ報告しなければならない。必要なデータには、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の人数 (すなわち、承認済、非承認の航空宇宙審査員 (AA) 及び航空宇宙産業経験審査員 (AEA) の人数)、認証機関 (CB) の数 (すなわち、承認済、非承認)、審査員研修及び資格証明を行う機関、AQMS 規格認証の発行数及び、SMS 及び IAQG メンバー会社によるオーバーサイト活動に関する情報を含む。

注記 IAQG OPMT は、AB、CB、審査員資格証明機関 (AAB) 及び研修提供者承認機関 (TPAB) の承認文書及び手順をレビューすることができる。

4.16 各 IAQG セクターでは、この規格、9104-2 規格、9104-3 規格及びセクター独自の業界による監視制度 (ICOP) スキームプロセス文書に対する明確化のため、OPMT レゾリューションの作成及びその公開のプロセスを定義しなければならない。

ただし、セクター管理委員会 (SMS) は、あらゆる ICOP スキームにおける OPMT レゾリューションの公開前に他セクターの IAQG OPMT 代表の合意を確実にしなければならない。

すべての IAQG セクター及び OPMT レゾリューションは、OASIS データベース (IAQG ICOP レゾリューション参照) 内で公開されなければならない。一旦、OPMT レゾリューションがデータベース上で公開されると、OPMT レゾリューションは該当する規格と同じ権限をもつものとする。すべての OPMT レゾリューションは、次の規格の改訂時に適切に反映されることになる。

5. 認定機関 (AB) に対する要求事項

5.1 一般

- a) 認定機関 (AB) の責任として、この規格の要求事項に対して、該当するセクター管理委員会 (SMS) の同意の下で、認証機関 (CB) の、認定の授与、維持、一時停止、拡大、取消しを行わなければならない。
- b) AB は、承認を受けた SMS による定期的な立会評価を含むオーバーサイト活動に合意しなければならない。AB は、SJAC 9104 シリーズ規格要求事項及び該当する SMS の承認に関連する AB 及び CB の活動を含む、業界による監視制度 (ICOP) スキームの実施及び維持に関係する AB と CB の記録と情報すべてに対する“アクセス権”を、そのセクターの IAQG メンバー会社及び該当する監督官庁に、提供しなければならない。
- c) AB は、この“アクセス権”が、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) IAQG セクターで認定を受けている CB に伝達されることを確実にしなければならない。このアクセスには、AB に対する IAF の“相互評価 (Peer Reviews)”に関連する情報又は記録が含まれる。

5.2 認定機関 (AB) の内部組織に対する要求事項

- a) AB は、JIS Q 17011 及び IAF ML4 に規定されている要求事項に適合しなければならない。AB は、この業界による監視制度 (ICOP) スキームに参画するために、品質マネジメントシステムを認証する認証機関 (CB) の認定のための IAF メンバー及び IAF MLA 加盟メンバーでなければならない。
- b) AB は、CB が SJAC 9104 シリーズ規格の要求事項と整合した方法で (認証活動の) 実施を継続することを確実にするために、該当する IAQG セクターと協力しなければならない。
- c) JIS Q 17011 に規定されているように、AB の認定システムの運営の原則と主要方針を開発維持するための AB の体制のなかに、AB は、航空、宇宙又は防衛分野の産業において直接的又は関連する業務経験[すなわち、航空宇宙の製造/整備、国家の航空局 (NAA)、国内航空宇宙産業団体 (NAIA) 又は同等の組織への関与]を通じて、継続的に航空、宇宙又は防衛分野の産業に関与している要員を持たなければならない。

5.3 認定機関 (AB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項

- a) AB は、業界による監視制度 (ICOP) スキーム内で運営する認証機関 (CB) の認定の授与、維持、一時停止、拡大、取消しのための、ISO/IEC 17011 及びこの規格の要求事項に従った、手順、ツール及び技法を、AB のシステムの中に持たなければならない。AB は、この規格の要求事項に従って、それぞれの航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証のため、各々の CB を認定するプロセスを実施しなければならない。
- b) AB は、CB に対して、SJAC 9104 シリーズ規格要求事項の実施に対する全般的な責任を持つ単一の事務所所在地を特定することを要求しなければならない。SJAC 9104 シリーズ規格の実施の設計、開発及び維持に関する CB の登録事務所の責任及び権限は、CB のその登録事務所に雇用されている又は直接契約している一人又は複数の要員を介さなければならない。AB は、この要員が認証機関によって正式に特定されていることを要求しなければならない。
- c) AB は、審査員の初回の資格付与及びパフォーマンス監視、申請のレビュー、審査チームの指名、報告書のレビュー、認証の決定及び認証文書の発行を含む、SJAC 9104 シリーズ規格の実施に関連する活動はすべて、CB の登録事務所が雇用又は直接契約した (すなわち、CB と個人との間の書面による合意を通じて) 力量のある要員によって実施され、管理されることを要求しなければならない。AB は、CB がこの規格で要求されている活動のいずれもアウトソースしないこと又はこれらの活動を他の事務所に展開しないこと及び IAF の定義によるクリティカルロケーションを使用しないことを、要求しなければならない。クリティカルロケーションは、IAQG 又はいずれのセクター管理委員会 (SMS) / 認証機関管理委員会 (CBMC) からも認められない。
- d) AB は、SMS の認知を受けるため、CB の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の認定の決定を SMS に提示しなければならない (4.2 項参照)。

- e) AB は、CB の AQMS 認証に対する認定のための申請プロセスを持たなければならない。CB の申請は、CB が該当するそれぞれの AQMS 規格に対して CB が依頼者（組織）に認証を提供するために、この規格によって要求される必要な文書化されたプロセスを構築していることの証拠を、AB に提供するものでなければならない。
- f) AB は、SJAC 9104-1 規格の要求事項に対する CB の認定範囲を含む認定文書は、次を明確に特定するか、含むことを確実にしなければならない。
- CB の航空宇宙に関する登録事務所
 - 適用される SJAC 9104-1 規格の要求事項に従って認定が授与されていることを示す記述
 - CB が認証の授与について認定を受けている AQMS 規格
- g) AB は、SJAC 9104-1 規格の要求事項に従って運営する CB に対し授与された認定に関する情報が、OASIS データベースに英語にて登録されることを確実にする取り決めを確立しなければならない。アップロードする情報には、次を含まなければならない。
- CB の航空宇宙の登録事務所
 - CB の連絡先の情報
 - CB が認証の授与について認定を受けている AQMS 規格
- h) AB の申請プロセスは、申請した CB に対して AQMS 認証の認定を授与する決定が行われる前に、その CB が AQMS のいかなる認証文書も発行しないことの情報を提供し、確信を得るものでなければならない。AB は、CB が AQMS 規格に対する AB による認定を受けるまでは AQMS の認証を発行することができないことを、CB から申請者又は依頼者に文書で伝達することを確実にしなければならない。CB がこれらの要求事項に適合しない場合は、AQMS の認定、ICOP スキーム及び IAQG の評価を損なうものと見なされ、AB は、申請プロセスを中断してもよい。CB の申請が中断された場合には AB は、申請した CB に対して、申請の中断に関する理由及び最小限 12 ヶ月間は AQMS 認証に対する認定のいかなる申請も処理することができないことを書面で伝えなければならない。
- i) AB が、通常の認定対象地域（すなわち、国、IAQG セクター）外の CB から認定申請を受けた場合には、AB は、CB の属する地域で活動している ICOP から承認された AB を通して認定を求めよう、推奨しなければならない。通常の認定対象地域外の CB の認定に関与した AB は、当該 CB の申請の国／セクターで運営している ICOP スキームで承認された AB に、通知しなければならない。

5.3.1 航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格に対する認証機関（CB）の初回認定

業界による監視制度（ICOP）スキーム内の CB の初回認定は、CB の依頼者に対する JIS Q 9100 規格の認証に対するもの（認定）でなければならない。認定機関（AB）のマネジメントシステムは、最小限、次の活動が実施されることを確実にしなければならない。

a) 文書レビュー。これには以下を含むが、これに限定されない。CB の文書化されたマネジメントシステムの改訂、CB によって確立された力量の要求事項及びこの規格の要求事項に適合していることを示すその他の領域。

b) 事務所の審査

c) 完全な JIS Q 9100 規格についての、最小限、第 1 段階審査 1 件と第 2 段階審査 1 件を含む立会評価。

もし、CB が他の AB から既に認定を取得し、それが ICOP スキームによって認知されている場合には、立会評価はサーベイランス審査で実施することができる。

5.3.2 認証機関 (CB) の認定範囲の拡大

CB の認定範囲を、JIS Q 9100 規格を超えて、他の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格 (すなわち、SJAC 9110 規格、SJAC 9120 規格) の認証の提供に拡大するためには、認定機関 (AB) のマネジメントシステムは、最小限、次の活動が実施されることを確実にしなければならない。

a) SJAC 9110 規格認証の初回認定に関して

文書レビュー。これには以下を含むが、これに限定されない。CB の文書化されたマネジメントシステムの改訂、CB によって確立された力量の要求事項及びこの規格の要求事項に適合していることを示すその他の領域があればそのすべて。立会評価は、完全な SJAC 9110 規格についての、最小限、第 1 段階審査 1 件と第 2 段階審査 1 件を含まなければならない。

b) SJAC 9120 規格認証の初回認定に関して

文書レビュー。これには以下を含むが、これに限定されない。CB の文書化されたマネジメントシステムの改訂、CB によって確立された力量の要求事項及びこの規格の要求事項に適合していることを示すその他の領域。

5.3.3 認証機関 (CB) の認定のサーベイランスと再審査

a) 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格認証のための CB の認定のサーベイランスと再審査に対しては、認定機関 (AB) のマネジメントシステムは、最小限、下記を含む審査活動を実施することを確実にしなければならない。

- 年 1 回の登録事務所の事務所審査では表 1 で要求される CB 依頼者ファイルのレビューを含む
- 表 1 により要求されている回数の年次の立会評価

b) CB の力量あるいは適合性に関する問題が認定機関 (AB) によって特定された場合には、AB による力量及び適合性に関する確信が得られえるまで、CB に対する訪問の回数は追加され得る。

c) CB の依頼者のファイルには、JIS Q 17021 に記述されている通り、特定の申請者及び／又は依頼者の情報及び関連記録が含まれる。次のすべてについて CB との間で調整される場合は、AB は、ファイルのレビューの一部を遠隔アクセスによって実施してもよい。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

- CB が、すべての依頼者の記録を電子的にファイルしており、遠隔アクセスが可能である。
- CB が、AB の審査員に対して十分な遠隔による電子的アクセスを与え、これにより、AB の審査員が依頼者の認証に関するすべての記録にアクセスすることが可能であること。これには、関連する申請書、見積書、審査、審査工数の算定、認証の決定及び[CB の]AQMS 審査員の力量及びその力量の実証の記録を含む。
- AB の審査員が、CB の書類及び記録マネジメントシステムに関して、適切に教育・訓練とオリエンテーションを受け、関連する記録にアクセスすることが可能である。
- [CB の]依頼者のファイルのレビューを、予定された現地審査に先立って実施しなければならない。
- 現地で最小限 2 件の依頼者のファイルをレビューしなければならない。

表 1 AB による CB の審査に関する要求事項

CB が認証した AQMS のサイト数 (*)	毎年レビューする CB の依頼者の最小限のファイル数 (*)	年次の立会評価数 (*)
1-3	依頼者のファイルすべて	1
4-25	3	1
26-50	5	1
51-90	6	2
91-150	7	2
151-280	10	3
281-500	11	4
501-1200	15	5
1201-3200	18	6

* : 各数は、審査計画時点での OASIS データベースの記録に基づく。

5.3.4 認証機関 (CB) の認定機関 (AB) による立会評価

- a) AB のマネジメントシステムは、完全な 1 認定サイクルの間に、それぞれの CB の認定範囲の中で、以下の立会評価を確実に実施しなければならない。
- 認定されたそれぞれの航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格ごとに最小限 1 件の立会いを行う。
 - 認証サイクルのそれぞれの審査ステージ (すなわち、第 1 段階審査、第 2 段階審査、サーベイランス、再認証) について最小限 1 件の立会いを行う。
- b) それぞれの規格の立会評価の件数は、それぞれの規格に対して発行された認証文書の数に概ね比例していなければならない。
- c) AB のマネジメントシステムは、それぞれの立会対象の審査に対して、CB の審査の初回会議から最終会議までの全期間に対して、AB の審査チームが居合わせることを、確実にしなければならない。

注記 AB は、CB の AQMS に関する資格証明を受けた審査員について、できる限り多くの異なる審査員に立ち会うことが望ましい。

5.3.5 資格証明を受けた航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の力量の問題

AQMS の認証審査に関連した、資格証明された AQMS 審査員の力量の問題が特定され、認定機関 (AB) 、セクター管理委員会 (SMS) の代表者及び/又は認証機関 (CB) が適切であると判断した場合は、航空宇宙の立会評価の結果及び関連するデータを、該当する審査員の資格証明に責任がある審査員資格証明機関 (AAB) と共有してもよい。

5.3.6 認定機関 (AB) のシンボルの使用

AB のマネジメントシステムは、業界による監視制度 (ICOP) スキーム内の認定された認証機関 (CB) による AB のシンボルの使用及び CB の依頼者による AB のシンボルの使用に関する規定の評価を実施しなければならない。

5.3.7 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 認定の一時停止及び/又は取消し

- a) 認定機関 (AB) のマネジメントシステムは、認証機関 (CB) がこの規格のいかなる部分の要求事項又は認定に対する要求事項を満足しない場合には、AQMS 認定の一時停止又は取消しをするための手順を準備しなければならない。これらの手順は、AQMS の一時停止又は取消しがすべての AQMS 規格の認定に影響することを確実にしなければならない。AB は、JIS Q 9001 に対する CB の認定が一時停止又は取消しを受けた場合には、すべての AQMS 規格 (すなわち、JIS Q 9100, SJAC 9110 規格, SJAC 9120 規格) の認定も、同様に即時の一時停止又は取消しをする決定を行うことを確実にしなければならない。一時停止又は取消しの理由は、CB に対して書面で伝えなければならない。
- b) CB の認定が一時停止又は取消しされた場合には、AB は 5 稼働日以内に、認証機関管理委員会 (CBMC) 又はセクター管理委員会 (SMS) に通知しなければならない。AB、CBMC 又は国内航空宇宙業界団体 (NAIA) は、CB の認定の状態についての変更を反映するために、10 稼働日以内に OASIS データベースをアップデートしなければならない。AB は、取消しがあったことと取消した理由を、IAQG に承認されている他のすべての AB に伝達しなければならない。
- c) CB の一時停止に対する取決めに加えて、AB のマネジメントシステムは、次の特定の状況が発生した場合には、CB の AQMS 認定の一時停止の決定を下さなければならない。
- すべての要求されている CB の年次審査が実施されていないとき。
 - CB が SJAC 9101 規格に定義されている不適合の定義を正しく適用していないとき。
 - CB が受けた不適合の原因を取り除くための検証可能な修正及び是正処置を実施していないとき。
- d) SMS 又は CBMC は、AB に対して、CB の認定の一時停止を勧告してもよい。一時停止の勧告の理由は、その根拠となる証拠とともに、SMS 又は CBMC から AB に対して提供可能でなければならない。AB は、提供された証拠を受け取り、レビューし、そして、提供された証拠に対してとるべき

処置を決定するためのプロセスを持たなければならない。AB は、必要な処置を実施し、その結果を記録しなければならない。

“とられた処置” 及びそれに関連する決定事項は、SMS 又は CBMC に伝達されなければならない。このプロセスは、暦日 60 日以内に完了しなければならない。

- e) 認定された範囲において AQMS 認証を行う CB に対して認定が一時停止されたが、取消し/有効期限切れになっていない場合には、AB のマネジメントシステムは、次の事項を CB に要求することを確実にしなければならない。一時停止された CB は、次を行わなければならない。
- AQMS の登録依頼者及び申請依頼者のすべてに、一時停止の状態になったことと依頼者に影響を及ぼし得るいかなる結果も、CB が一時停止決定を受けた日から暦日 15 日以内に、通知する。
 - 要求されているサーベイランスと再認証審査を継続して実施する。
 - 初回認証のための第 1 段階審査は実施しない。
 - 認証範囲の拡大は実施しない。
 - AQMS 認証の他の CB からの移転は受け入れない。
 - 認証の信頼性を確実にするために、一時停止の期間中、いかなる依頼者への（新規又は再認証の）認証の発行に関する条件と管理方法を定めた合意文書を AB から入手する。
 - 要請に応じて、一時停止の期間中に発行した（新規又は再認証の）認証すべての文書化されたリストを、AB 及び/又は SMS に提供する。
 - 一時停止により、AB によって課せられ得る他の条件を忠実に守る。

AB は、CB がこれらの要求事項に適合しない場合には、AQMS 認定の取消しのプロセスを開始しなければならない。

- f) AQMS 規格を認定範囲に含む CB の認定の一時停止が、3 ヶ月の期間を超えた場合には、AB は、SMS 又は CBMC にレビューを求める連絡をしなければならない。AB による CB の認定の一時停止は、一時停止の決定の日付から 6 ヶ月を超えてはならない。6 ヶ月以内に一時停止になった理由が解決されない場合には、AB は CB のすべての AQMS 規格の認定を取り消さなければならないか否かを決定しなければならない。
- g) CB の認定が取消し又は有効期限が切れた場合には、IAF MD2 及びこの規格に従い移転ができることを条件に、AB は、該当する CB が発行した既存の AQMS 規格の認証文書が、CB の認定取消し又は有効期限切れの日から最大 6 ヶ月間、もしくは依頼者の AQMS 規格の認証文書の有効期限のいずれか早い時点までに、他の CB へ移転できることを認めなければならない。

5.3.8 認定機関 (AB) が発行した不適合の処置完了

- a) AB のマネジメントシステムは、認証機関 (CB) に対する審査活動の中で特定された不適合すべてが、不適合を指摘した日付から暦日 90 日以内に、封じ込めされ、根本原因の分析を伴って成功裏に

修正され、是正処置が実施され、レビューされ、容認され、検証されることを確実にしなければならない。

- b) もし、不適合が暦日 90 日以内に処置完了しない場合には、AB は、CB の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 認定を一時停止するプロセスを開始する。あるいは、AQMS 規格の初回認定申請の場合は、書面による理由の伝達を含め CB の申請の更なる処理を中断するプロセスを開始しなければならない。

5.3.9 認証機関 (CB) による航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 認定の再申請

業界による監視制度 (ICOP) スキームで承認されている認定機関 (AB) は、CB がこの規格の要求事項に従って、認定を一時停止、取消し、有効期限が切れた場合にはその日から最小限 12 ヶ月間は、AQMS の認定に対する申請を却下しなければならない。

5.3.10. 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 認定の記録の維持

認定機関 (AB) のマネジメントシステムは AQMS 規格の認証機関 (CB) に対する認定の根拠となる証拠を、最小限 2 認定サイクルの期間にわたり、維持しなければならない。現在の認定サイクルに関連する記録は、オーバーサイト又は苦情/問題解決活動を支援するため、すぐにアクセスできなければならない。

5.3.11 苦情/問題解決プロセス

- a) 認定機関 (AB) は、苦情/問題解決プロセスを確立しなければならない。このプロセスでは、次の事項を確実にしなければならない。
- すべての苦情及び問題について、暦日 30 日以内に回答する。
 - 受領した全てのフィードバックをレビューし、回答の要請がある場合には、苦情の受領から暦日 30 日以内に回答する。
 - AB が短期予告審査が必要であると判断した場合には、この審査を苦情の受領から暦日 90 日以内に完了しなければならない。
 - 封じ込め活動、該当する規格への適合の再確立、根本原因分析の完遂、すべての根本原因に対応した是正処置及びすべての是正処置の実施についての完了日付を提供する有効な是正処置プロセスが定義されている。
- b) AB 及び当該 AB が認定した CB に関する苦情の解決に AB は責任を持たなければならない。この規格の要求事項に関する苦情で、AB では解決できないものは、該当する場合、セクター管理委員会 (SMS) 及び認証機関管理委員会 (CBMC) に報告しなければならない。

5.4 認定機関 (AB) の要員に対する要求事項

5.4.1 認定機関 (AB) の認定審査チームに対する要求事項

- a) 認証機関 (CB) の事務所と立会評価を実施する AB の認定審査チームは、有効に適合性を判断することができる十分な業界による監視制度 (ICOP) スキームに関する知識 (すなわち、SJAC 9104

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

シリーズ規格の要求事項のすべての知識，適用される航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格と ICOP レゾリューションに関する知識）を実証しなければならない。AB 認定審査チームメンバーは，AB から JIS Q 17021 認定審査員として認められていなければならない。

- b) AQMS 規格の認証審査を実施する CB の立会審査に立ち会う AB の認定審査チームは，SJAC 9104-3 規格の要求事項に従い，審査する AQMS 規格に対応した，業務経験，AQMS の教育・訓練及び必要な場合，業界特有の教育・訓練をあらかじめ完了している審査員を含まなければならない。
- c) AB の認定審査員は，毎 3 年の期間の中で，SJAC 9104 シリーズ規格の要求事項を含む最小限 3 回の認定審査と，航空宇宙産業の変化と ICOP スキームの変更に関連する最小限 15 時間の教育・訓練を継続的に経験していることを実証しなければならない。
- d) 十分な業務経験又は AQMS の教育・訓練が不足する場合には，AB の認定審査チームは，該当する AQMS 規格に対して，SJAC 9104-3 規格の要求事項に従った業務経験，AQMS の教育・訓練又は業界特有の教育・訓練を満たす航空・宇宙・防衛産業の専門家による支援を受けてもよい。

5.4.2 認定機関（AB）の認定の決定に対する要求事項

- a) AB の認定機能には，AB の認定の決定に関与する，航空，宇宙又は防衛分野の力量がある要員を持たなければならない。
- b) この役割を担うために要求される航空，宇宙及び防衛分野の力量は，次のように定義される。
 - JIS Q 17011, JIS Q 17021 及び AB 及び認証機関（CB）に適用される SJAC 9104 シリーズ規格に関するすべての知識
 - SJAC 9101 規格の要求事項に関する知識
 - 業界による監視制度（ICOP）スキーム内で活動する CB を評価する AB の認定審査員のアウトプットをレビューして解釈するために必要となる IAQG セクター固有の用語，プロセス，慣行及び製品に関連する要求事項を理解することができる航空，宇宙及び防衛分野の産業に関する十分な深さの知識。
- c) AB は，意思決定を行う要員の力量に対する要求事項を文書化し，これらの要求事項を達成していることを実証する記録を維持しなければならない。

6 認証機関（CB）に対する要求事項

6.1 この規格に従い認定され認知される CB は，最初に，JIS Q 17021 及び該当する IAF MD 文書に対して認定されなければならない。CB は，申請の提出に先立ち，IAF MLA に加盟している認定機関（AB）から少なくとも 1 年以上の JIS Q 9001 認証の認定を受けていなければならない。

6.2 申請する認証機関が航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 認証の認定を受けるまで、認証機関 (CB) は、いかなる AQMS 規格の認証文書も発行してはいけない。また、CB に対する AQMS 認証の認定付与が認定機関 (AB) によって決定される前に、依頼者に対していかなる AQMS 規格の認証文書を発行できることを暗示するような契約上のコミットメントあるいは別の形で保証することを行ってはならない。そのような行為があった場合には、認定、業界による監視制度 (ICOP) スキーム及び IAQG の信用を損なうものと見なされ、認定機関、セクター管理委員会 (SMS) あるいは認証機関管理委員会 (CBMC) の決定により、その認証機関は 12 ヶ月以上の期間、AQMS 認証の申請を行うことができないことになる。

6.3 認証機関 (CB) は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認定を維持するために、JIS Q 9001 認証に対する JIS Q 17021 の認定を維持しなければならない。JIS Q 9001 に対する認定の一時停止あるいは取消しがあった場合には、それぞれに対応して AQMS 認証に対する CB の認定も、一時停止あるいは取消しが即時に行われなければならない。

6.4 認証機関 (CB) のマネジメントは、公平性委員会が、その構成の一部として航空、宇宙又は防衛の産業で関連する業務経験を通じて、航空、宇宙又は防衛の産業に継続的に関与している要員 (すなわち、航空宇宙製造業/整備業、航空局、航空宇宙業界団体又は同等のものへの関与) を有することを確実にしなければならない。

6.5 認証機関 (CB) は、該当するセクター管理委員会 (SMS) の認知を得る前に、該当する航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格に対する認定機関 (AB) の初回認定プロセスを完了しなければならない。

6.6 認証機関 (CB) の審査プログラムは、SJAC 9101 規格及び SJAC 9104 シリーズ規格、JIS Q 17021 規格及び該当する IAF MD 文書に含まれるすべての要求事項に適合することを確実にしなければならない。

6.7 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認定を取得する認証機関 (CB) は、少なくとも以下の要求事項を満足しなければならない。

a) CB の認証機能として、認証の決定においては、航空、宇宙又は防衛に関する力量を持つ要員を含めなければならない。この役割に要求される最低限の航空、宇宙又は防衛の力量は、次の事項に関する知識を有することと定義される。

- JIS Q 17021
- CB に適用される SJAC 9104 シリーズ規格のすべて
- SJAC 9101 規格
- 特定の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の要求事項
- 認証のために組織を審査した AQMS 審査員のアウトプットを理解し解釈するために必要な、IAQG セクター固有の用語、プロセス、慣行及び製品に関連する要求事項を理解することができる航空、宇宙及び防衛分野の産業に関する十分な深さの知識

- b) CB は、JIS Q 17021 に従い認証の決定を行う要員の力量の要求事項を文書化し、これらの要求事項を達成していることを実証する記録を維持しなければならない。
- c) CB は、JIS Q 17021、SJAC 9104-3 規格及びこの規格の要求事項に従って、力量があり、かつ、資格証明された AQMS 審査員を用いなければならない。CB が他の IAQG セクターで資格証明を受けている AQMS 審査員を用いる場合には、CB は、審査員に対して、(例えば、現地の法規制などについての) 適切な追加の教育・訓練を提供するとともに、CB の審査員教育・訓練プログラムに従い、当該教育・訓練の記録を維持しなければならない。
- d) CB は、JIS Q 17021、IAF MD2 及び該当するその他の IAF MD 文書、認定機関 (AB) 及びこの規格の要求事項に従って、審査した組織 (依頼者) に対する認証の授与、維持、縮小、一時停止、移転及び取消しに関する手順、ツール及び手法を、CB のシステムの中に持たなければならない。
- e) CB は、CB の運営又は依頼者の AQMS 規格の認証に影響する、IAQG、SMS 及び CBMC (該当する場合) 業界による監視制度 (ICOP) スキームの OPMT レゾリューションを入手し、レビューし、実施するプロセスを文書化しなければならない。
- f) CB は、認定している AB と SMS による定期的なサーベイランス、再認定審査及び立会評価に同意するとともに、AB と SMS による審査計画プロセスに積極的に関与しなければならない。
- g) この規格に対する適合を確実にするため、並びにこの規格に係る CB のプロセス・活動及び ICOP スキームの下での CB の認定・認知状況についてオーバーサイト審査を実施するため、CB は要求された場合には、IAQG メンバー会社、AB 及び法規制当局が当該施設と記録についてアクセスすることを許容しなければならない。この“アクセス権”には、CB による組織審査の立会いを含めなければならない。CB は、この“アクセス権”が CB の依頼者の施設と関係する記録に対して、契約要求として展開されることを確実にしなければならない。
- 注記** すべてのオーバーサイト活動は SJAC 9104-2 規格の要求事項に基づいて実施されなければならない。
- h) CB は、AQMS 審査データを OASIS データベースに入力することを確実にする責任を持たなければならない。
- i) CB は、データベース内の組織の窓口情報、組織に関連する OASIS 利用者、データベース内の組織の審査結果への外部からのアクセス、及び OASIS データベースフィードバック (箇条 14 参照) を管理するため、CB の依頼者が OASIS データベースアドミニストレーター (以下、OASIS データベース管理者) を設置することを確実にしなければならない。

初回審査時に、OASIS データベース管理者を特定し、OASIS データベースに登録しなければならない。CB は、すべてのサーベイランスと再認定審査の際に、認証された組織の現在の OASIS データベ

ース管理者が特定されていることを検証しなければならない。CB は、依頼者が OASIS データベース管理者を維持していない場合には、認証サイクルの期間中に認証を一時停止すること、あるいは、再認証の認証文書の発行を遅らせてもよい。

j) CB は、苦情処理／問題解決のプロセスを確立しなければならない。このプロセスでは、次の事項を確実にしなければならない。

- すべての是正処置の要請に対して、苦情の受領から暦日 30 日以内に回答する。
- 受領したすべてのフィードバックをレビューし、回答の要請がある場合には、苦情の受領から暦日 30 日以内に回答する。
- CB が、短期予告審査が必要であると判断した場合には、この審査を、苦情の受領から暦日 90 日以内に完了しなければならない。
- 封じ込め活動、該当する規格への適合の再確立、根本原因分析の完遂、すべての根本原因に対応した是正処置及びすべての是正処置の実施についての完了日付を提供する有効な是正処置プロセスが定義されている。

CB は、すべての苦情の解決に責任を有しなければならない。CB では解決できない苦情は、AB に照会しなければならない。

k) 認定された CB 及び CB が属する法人組織のいかなる部門も、法人組織の一部としてマネジメントシステムのコンサルタント業務を有することや、QMS あるいは AQMS のコンサルタントの申し出又は提供、あるいは依頼者の内部監査を行ってはならない。

AQMS の認証においては、マネジメントシステムに関連する活動の終了から最低限 2 年間、JIS Q 17021 に定義されているように、いかなるマネジメントシステムのコンサルタント業務あるいは内部監査を実施しているいかなる個人／組織と CB との間に許容できない関係がある場合又は認証プロセスに対する許容できない脅威がある場合、CB は、当該マネジメントシステムを認証してはならない。2 回以上の予備審査は、コンサルタントと見なさなければならない。

l) 認定された CB は、発行する認証文書の継続的な完全性と有効性を確実にする責任を有する。

m) 認定された CB は、この規格の該当する要求事項が CB と個々の依頼組織との間の法的に拘束力のある合意の一部であることを確実にしなければならない。更に、法的に拘束力のある合意が認証範囲に含まれるすべての事業所に適用される。

6.8 意図的に、あるいは意図せず業界による監視制度 (ICOP) スキームから取消しを受けた認証機関 (CB) は、取消しの日付から最低限 12 ヶ月間、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認定を再申請してはならない。認定の再申請をする CB は、初回の申請をする新規の CB と同じように、当該プロセスに従わなければならない。

認定機関 (AB) , セクター管理委員会 (SMS) 又は認証機関管理委員会 (CBMC) から意図せず取消しを受けた CB は、新規に申請を開始する前に、修正と是正処置のプロセスが実施されていること及び取消しの原因となった SJAC 9104 シリーズ規格の要求事項を遵守していることを示す客観的証拠を有することを実証しなければならない。

6.9 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) は、業界による監視制度 (ICOP) スキーム内で許容される。認証機関 (CB) は、IAF MD3 の内容に従って、認定機関 (AB) の承認を得るとともに、この規格の要求事項に適合しなければならない。

6.10 コンピュータを使った審査技法 (CAAT) は許容されるが、業界による監視制度 (ICOP) スキームにおいて必須事項ではない。認証機関 (CB) は、IAF MD4 の内容に従って、認定機関 (AB) の承認を得るとともに、この規格の要求事項に適合しなければならない。

6.11 認証機関 (CB) は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格審査についての契約あるいは審査を実施する前に、審査員のアクセスに関連する機密事項や輸出入制限の対象がある場合には、それを航空、宇宙及び防衛分野の依頼者に開示するとともに、審査サービス契約と審査計画活動に含めることを確実にしなければならない。この審査員のアクセスに関する開示と合意事項の記録を維持しなければならない。

認証範囲には、依頼者 (受審組織) の適合性を確認するために十分な深さの審査ができないプロセスを含めてはならない。プロセスが審査できず計画していた認証範囲から除外されるものについては、その除外は AQMS 規格の中で許容されるプロセスに限定しなければならず、依頼者によって有効に文書化されていなければならない。CB は、プロセスの除外が、許容される除外になっていない場合には、依頼者の品質マネジメントシステムを認証してはならない。

CB は、認定機関 (AB) 及び業界 (OP) 監査員所属組織が制約事項をレビューして必要な手配を実施するため十分な時間をもてるように、いかなる計画された立会評価に先立ち、AB あるいは業界 (OP) 監査員に当該管理対象 (制約事項) を連絡することを確実にしなければならない。

6.12 認証機関 (CB) は、不適切な活動や契約違反の明白な証拠を伴わず、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の変更や交代についての依頼者からの要請を受け入れてはならない。輸出入制限、審査員の国籍、秘密保持/利害抵触はこの要求事項の例外としなければならない。CB は、常に AQMS 審査員を指名し、入れ替えることができなければならない。

7 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員に対する要求事項

7.1 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の力量、評価、資格証明及び再資格証明の要求事項は、SJAC 9104-3 規格に記述されている。AQMS 審査員に対する評価、資格証明及び再資格証明のプロセスは、SJAC 9104-3 規格及びこの規格の要求事項に適合しなければならない。

7.2 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の力量は、実証されなければならないが、AQMS 審査員教育・訓練、業界に特化した教育・訓練、航空、宇宙および防衛分野の業務経験及び SJAC 9104-3 規格で規定されている審査経験の組合せを含まなければならない。

7.3 審査員は、セクター管理委員会 (SMS) に承認された審査員資格証明機関 (AAB) に資格証明及び再資格証明を申請しなければならない。

7.4 審査員資格証明機関 (AAB) によって審査員資格の取消しとなった航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員は、業界による監視制度 (ICOP) スキームのいかなる IAQG セクターにも、最低 12 ヶ月間は資格証明の再申請をしてはならない。

7.5 審査員は、審査員資格証明機関 (AAB) に他のセクター管理委員会 (SMS) での過去の否認や一時停止や取消しを報告しなければならない。AAB への未報告は審査員資格の取消しの要因となる。

7.6 資格証明された航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員が SJAC 9104-3 規格の要求事項に従って再資格証明のための申請書を提出しなかった場合、あるいは、資格証明の有効期限までに再資格証明の申請書を提出したことを実証できなかった場合には、審査員は初回の資格証明のための新しい候補者として、再申請をしなければならない。それ以前に存在した資格証明は、審査員資格証明機関によって期限切れと見なされ取り消されなければならない。

8 審査と報告に対する要求事項

8.1 認証の組織構造 (Certification Structure) の要求事項

8.1.1 認証の組織構造の適格性基準

認証機関 (CB) は、JIS Q 9100 規格、SJAC 9110 規格及び/又は SJAC 9120 規格認証に該当する適切な認証の組織構造の選定の中において、定義(3.11 参照)及び附属書 B に含まれる要求事項に加え、次の適格性基準を使用しなければならない。

- a) CB は、依頼者の認証の組織構造、立地及び生産活動における価値創造の流れ (Value Streams) を評価しなければならない。
- b) CB と依頼者双方で、認証の組織構造の種類について合意しなければならない。
- c) 次の事項は、すべての認証の組織構造 (すなわちシングルサイト、マルチプルサイト、キャンパス、セベラルサイト、コンプレックス) に関する共通の適格性基準である。

- すべてのサイトは、組織の中央事務所との法的、組織的又は契約的なつながりを持ち、制定、設立され、継続的なサーベイランスを受ける共通の管理システムの対象である。
- 組織のマネジメントシステムは、中央事務所で管理され、共通のマネジメントレビューを受ける。
- すべてのサイトは、中央事務所によって管理される組織の内部監査プログラムを受ける。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

- 中央事務所は、必要な場合、サイトに是正処置を実行させることを要求する権限を持つ。
- 組織は、すべてのサイトから（下記の一覧の項目を含むが限定されない）データを収集し、分析する。さらに中央事務所は、下記の事項に関して、要求された場合に、組織変更に着手する権限及び能力を実証することができる。
 - － システム文書
 - － システム変更
 - － マネジメントレビュー
 - － 苦情
 - － 是正処置の評価
 - － 内部監査計画及び関連する審査結果の評価
 - － 法的要求事項

8.1.2 適格な認証の組織構造 (Certification Structure)

- a) シングルサイト
- b) マルチプルサイト

JIS Q 9100 及び SJAC 9110 規格のマルチプルサイト認証の組織構造に対して、この規格は二つのカテゴリを定義する。

- カテゴリ 1 – IAF MD1 の最小限の適格性要求事項を満たす組織。ただし、IAF MD3 の最小限の適格性要求事項は満たさない。
- カテゴリ 2 – IAF MD1 及び IAF MD3 の最小限の適格性要求事項、並びにこの規格の 8.9 章に示された追加要求事項を満たす組織。

カテゴリ 1 からカテゴリ 2 のマルチプルサイト組織への移行は、カテゴリ 2 組織に対するすべての要求事項を満たしていることを確認する認証又は再認証審査の完了後にのみ、認められる。

- c) キャンパス
- d) セベラルサイト
- e) コンプレックス

注記 1 認証の組織構造の詳細基準については、附属書 B を参照。

注記 2 すべての認証の組織構造は、審査工数を導き出す要求事項の基礎として、表 2 を使用する。

8.1.3 認証の組織構造 (Certification Structure) のレビュー及び明確化

認証機関 (CB) は、審査工数の計算を含む全ての認証の組織構造のレビューと明確化について、文書化した証拠を維持しなければならない。コンプレックスの認証の組織構造については、この情報は、第二段階審査に先立ち、レビューのために IAQG OPMT 認証オーバーサイト分科委員会に送付しなければならない。

SJAC DRAFT 2012/01/10

表 2ー審査工数に関する要求

従業員数	9100 / 9110			9100 / 9110 設計・開発(7.3)が無い場合			9120		
	初回	年次 サーベイランス	再認証	初回	年次 サーベイランス	再認証	初回	年次 サーベイランス	再認証
1-5	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0	1.5	2.0	1.0	1.5
6-10	2.5	1.0	2.0	2.5	1.0	2.0	2.0	1.0	1.5
11-15	3.0	1.5	2.5	2.5	1.0	2.0	2.5	1.0	2.0
16-25	3.5	1.5	3.0	3.0	1.5	2.5	3.0	1.5	2.0
26-45	5.0	2.0	4.0	4.5	2.0	3.5	4.0	2.0	3.0
46-65	6.0	2.5	4.5	5.0	2.0	4.0	4.5	2.0	3.5
66-85	7.0	3.0	5.5	6.0	2.5	4.5	5.5	2.5	4.0
86-100	8.0	3.0	6.0	7.0	3.0	5.0	6.0	2.5	4.5
101-125	8.5	3.5	6.5	7.5	3.0	5.5	6.5	3.0	5.0
126-175	9.5	4.0	7.0	8.0	3.5	6.0	7.5	3.0	5.5
176-275	10.5	4.0	8.0	9.0	3.5	6.5	8.0	3.5	6.0
276-425	12.0	5.0	9.0	10.0	4.5	7.5	9.0	4.0	7.0
426-625	13.0	5.5	9.5	11.0	4.5	8.0	10.0	4.5	7.5
626-875	14.0	5.5	10.5	12.0	5.0	8.5	10.5	4.5	8.0
876-1000	15.0	6.0	11.0	12.5	5.0	9.0	11.5	5.0	8.5
1001-1175	16.0	6.5	12.0	13.5	5.5	10.0	12.5	5.5	9.5
1176-1550	17.0	7.0	12.5	14.5	6.0	11.0	13.0	5.5	10.0
1551-2025	18.0	7.0	13.5	15.0	6.0	11.5	13.5	5.5	10.5
2026-2675	19.0	7.5	14.0	16.0	6.5	12.0	14.5	6.0	11.0
2676-3450	20.0	8.0	14.5	17.0	7.0	12.5	15.0	6.0	11.0
3451-4350	21.0	8.0	15.5	17.5	7.0	13.0	16.0	6.5	11.5
4351-5450	22.0	8.5	16.0	18.5	7.5	13.5	16.5	6.5	12.0
5451-6800	23.0	9.0	16.5	19.0	7.5	14.0	17.0	7.0	12.5
6801-8500	24.0	9.0	17.5	20.0	8.0	14.5	18.0	7.0	13.0
8501-10700	25.0	9.5	18.0	21.0	8.0	15.0	18.5	7.5	13.5
10701-14564	26.0	10.0	18.5	21.5	8.5	15.5	19.5	7.5	14.0
14565-19630	27.0	10.0	19.5	22.5	8.5	16.0	20.0	8.0	14.5
19631-24695	28.0	10.5	20.0	23.0	9.0	16.5	20.5	8.0	15.0
24696-33571	29.0	11.0	20.5	24.0	9.0	17.0	21.5	8.5	15.5
33572-45031	30.0	11.0	21.5	25.0	9.5	17.5	22.0	8.5	16.0
45032-59258	31.0	11.5	22.0	25.5	9.5	18.5	23.0	9.0	16.5
59259-79784	32.0	12.0	22.5	26.5	10.0	19.0	23.5	9.0	17.0
79785-101635	33.0	12.0	23.5	27.0	10.0	19.5	24.0	9.0	17.5

注記 1 この表は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格及び JIS Q 9001 規格両方の審査工数要求を含む。これらの要求は、IAF MD5 と整合性がとられている。

注記 2 101,635 名を越える従業員がいる組織に関しては、(表 2 に基づく) 増加率に従うこと。

8.2 最小審査工数

審査される組織の規模に基づく最小審査工数 (すなわち、初回、年次サーベイランス及び再認証審査) の要求事項をこの規格によって定める。航空、宇宙及び防衛分野の組織に関して、必要に応じて、

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

品質マネジメントシステムの複雑さ、活動の数及び／又は多様さを考慮に入れ、要求された表 2 の審査工数を増やさなければならない。

さらに、次の事項の条件を順守しなければならない。

- a) 審査工数の計算を、0.5 日単位で切り上げ処理しなければならない。
- b) 第二段階審査活動は、シングルサイト、マルチプルサイト及びセベラルサイトの認証の組織構造 (Certification Structure) に対してサイトごとに 1 審査日より少なくなってはならない。
- c) 是正処置の検証のための審査活動又は言語問題に対処するための通訳の使用は、現地審査時間を増やさなければならない。
- d) 表 2 で規定される審査工数に関する要求は、この規格の 8.9 及び 8.10 で示された先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 及び／又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) の使用／適用を除いて、縮小してはならない。
- e) 決定された審査工数に対する正当性の理由を文書化し、記録を維持しなければならない。

注記 表 2 で規定された最小工数を下回る、審査工数を削減しようとする行為は、OASIS データベースに認証データを入力することができなくなる結果をもたらすことに注意すること。

8.2.1 審査の工数

- a) 初回、サーベイランス及び再認証審査に関する最小工数は、表 2 に示されている。表 2 で規定された審査工数からの削減は、個々の認証の組織構造 (Certification Structure) に関するこの規格での特別な場合を除いて認められない。明確にされたリスク、複雑さ又は認証範囲の拡大を含む領域に対して、審査工数が増加される場合がある。
- b) この規格は、IAF MD5 で規定された最小の要求事項を満たす。この規格と IAF MD 5 の間に矛盾がある場合この規格を、優先しなければならない。(すなわち、この規格は、規定された場合を除き審査工数を削減することを認めない。)

8.2.1.1 シングルサイトの認証の組織構造 (Certification Structure)

- a) 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 及び／又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) の使用／適用以外に、業界による監視制度 (ICOP) スキームにおいて表 2 からの更なる削減は認められない。
- b) ASRP 及び／又は CAAT の使用／適用により、審査工数を 30%以上削減してはならない。

8.2.1.2 マルチプルサイトの認証の組織構造 (Certification Structure)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

- a) 表 2 からの審査工数の計算を使用しなければならない。
- b) 各サイトに対して工数を算定するために、表 2 により各サイトの従業員数を使用して、基本審査工数を設定しなければならない。コンピュータを使った審査技法 (CAAT) の使用/適用を除いて、業界による監視制度 (ICOP) スキームにおいて規定された審査工数からの更なる削減は認められない。
- c) 表 3 に示されている、サーベイランス時の訪問サイト数の削減は、JIS Q 9100 及び SJAC 9110 規格認証に関するマルチプルサイトの認証の組織構造に対して適用される。カテゴリ 2 組織に対する審査工数を算定する場合は、(中央機能を含まない) 各サイトは 3 年間の認証サイクルで 1 回だけ審査をされるため、“再認証”に該当する表 2 の欄を使用しなければならない。

ある認証サイクルから次の認証サイクルにかけて審査スケジュールを計画する場合には、ある程度の柔軟性を考慮し、審査計画は、各サイトでの審査スケジュールの間隔が最大 48 ヶ月を上回らないことを確実にしなければならない。

- d) IAF MD1 に従ったサンプリングは、SJAC 9120 規格認証を持つ卸売業者/販売業者組織に対してのみ認められる。さらにサンプリングは、同じ国にあるサイトに限定される。

表3 - マルチプルサイトの組織審査頻度

カテゴリ	組織の適用範囲	審査頻度 注記：工数算定に関しては表2を参照
1	<p>サンプリングに関する IAF MD1 の適格性要求事項を満たす。</p> <p>及び</p> <p>先進的サーベイランスに関する IAF MD 3 の適格性要求事項を満たさない。</p>	<p>年次サーベイランス - 1年目及び2年目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年目-中央機能及びサイトの約50% ○ 2年目-中央機能及び年1で審査されなかった残りのサイト <p>再認証-3年目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央機能及びすべてのサイト
2	<p>サンプリングに関する IAF MD 1 の適格性要求事項を満たす。</p> <p>及び</p> <p>先進的サーベイランスに関する IAF MD3 の適格性要求事項を満たす。</p>	<p>年次サーベイランス及び再認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年目-中央機能及びサイトの約33% ○ 2年目-中央機能及び年1でレビューされなかったサイトの約50% ○ 3年目-中央機能及び年1又は2でレビューされなかった残りのサイト <p>再認証に該当する表2の欄を用いて、審査工数を計算する。</p> <p>審査計画は、各サイトの審査スケジュールの間隔が、最大48ヶ月を超えないことを確実にしなければならない。</p>

8.2.1.3 キャンパスの認証の組織構造 (Certification Structure)

- a) 組織の総従業員数は、キャンパスに関連する各サイトの従業員の総和で計算しなければならない。審査工数の基準を設定するために表2を使用しなければならない。
- b) 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 及び/又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) の使用/適用を除き、業界による監視制度 (ICOP) スキームにおいては、規定された審査工数からの更なる削減を許容しない。ASRP 及び/又は CAAT では審査工数の30%以上を削減してはならない。
- c) サイト間の仕事やサービスの流れ及び関連するコミュニケーションの為の調整を含め、キャンパスの異なる局面の審査を支援できるように、表2で規定された総工数に最小限10%を加えなければならない。
- d) 現地審査工数をキャンパス内のサイト間で分割し、以下のことを確実に実施する。
- すべてのサイトを毎年審査する
 - すべてのプロセスを、初回審査及び再認証審査の間に審査する

- 2年間のサーベイランスにおいて、すべてのプロセスを審査する

8.2.1.4 セベラルサイトの認証の組織構造 (Certification Structure)

- a) 各サイトの審査工数を計算するため、各サイトの従業員数及び表 2 を使用して審査工数を設定しなければならない。
- b) 表 4 に従って各サイトでの削減を適用してもよい。サイトごとの削減率の合計は、表 2 に記載されている数値から、最大 30% としなければならない。
- c) 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 及び／又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) の適用は、組織全体の審査工数の 30% 以上を削減してはならない。
- d) 表 4 及び ASRP/CAAT からの削減の組合せで、個別のサイトで合計 40% 以上、総審査工数を削減してはならない。
- e) 初回認証審査、サーベイランス審査及び再認証審査では、すべてのサイトを審査する。

表 4ー セベラルサイト組織に対する、削減された認証範囲／複雑さに応じて許容される削減

カテゴリ	削減率 (%) ※
人的資源プロセスなし	10 %
製品又はサービス実現なし	20 %
購買なし	10 %
顧客関連のプロセスなし	10 %
品質マネジメントシステム文書管理なし (中央機能に対して適用しない)	10 %
※ 正当な理由により、最大30%までの累積削減	

8.2.1.5 コンプレックスの認証の組織構造 (Certification Structure)

- a) 認証の組織構造 (ここではすなわち、マルチプルサイト、キャンパス、セベラルサイト) に関する適切な手法を用いて、認証の組織構造の各下部構造の審査工数を計算しなければならない。コンプレックスの組織もまた 2 つ以上のキャンパスを含んでいてもよい。
- b) 依頼者及び認証機関 (CB) によって、認証の組織構造の各下部構造に関する論理的根拠を文書化しなければならない。全ての場合において、適用された手順、審査工数計算、計画された審査プログラム、マルチプルサイト組織に対するサンプリング計画、キャンパス組織に対するプロセス及び関連

した正当とする理由は、IAQG OPMT 認証オーバーサイト分科委員会へレビューのために提出しなければならない。

8.2.2 審査工数要求事項の適用

- a) 初回審査は、認証文書発行に先立ち、適用する完全な航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格要求事項に対する各サイトの審査によって実施しなければならない。
- b) 表 2 の審査工数は第 1 段階審査 (初回審査のみ) 及び第 2 段階審査活動を含む。表 2 の審査工数要求事項は、初回会議から最終会議までの最小の現地審査工数を示す。
- c) 表 2 の審査工数は、非審査活動 (例えば、移動、食事、延長した休憩時間) のための工数を含まない。
- d) 表 2 は現地審査工数のみである。表 2 は、計画、報告書の作成及び/又は関連する SJAC 9101 規格様式 (SJAC 9101 規格 附属書参照) の完成に必要な時間を含まない。認証機関 (CB) は SJAC 9101 規格様式を完成するために必要な追加審査時間を提供する。
- 注記** 現地審査工数中の、SJAC 9101 規格客観的証拠の記録 (OER) へのデータの inputs は、許容される。
- e) 工数は 1 日 8 時間を基本とする審査日数で計算されなければならない (IAF MD5 参照)。審査工数を稼働日ごとに長時間計画することによって、減らすことはできない。(例えば、8 時間の 5 審査日は 10 時間の 4 審査日として実施することはできない)。現地の法律を順守するよう要求される 1 日の審査時間の削減は、審査工数要求事項が満たされることを確実にするために、日数の追加によって満たすことになる。
- f) すべてのシフトに対する完全な航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の審査は、初回及び再認証審査に対して要求される。サーベイランス審査に関して、審査計画活動が、複数のシフトにわたる場合、計画は、複数のシフトの範囲を含まなければならない。
- g) 審査時間が通常より長くなるような日を計画するという、シフトされた審査により要求された審査工数を削減することはできない。
- h) 第 1 段階審査が再認証において必要となることが決定された場合、追加の審査日は表 2 で規定されている審査工数に追加しなければならない。
- i) カテゴリ 1 基準を満たすマルチプルサイトの認証の組織構造 (Certification Structure) の再認証に関して、審査は完全な AQMS 規格要求事項に対して中央機能及び各サイトで実施されなければならない。
- j) カテゴリ 1 基準を満たすマルチプルサイトの認証の組織構造のサーベイランスに関して、CB の審査プログラムは、各サイトをサーベイランス審査サイクルの間で少なくとも 1 回審査することを確実に

にしなければならない。加えて、中央機能は、サーベイランス審査サイクルにおいて毎年、審査されなければならない。

k) カテゴリ 2 基準を満たすマルチプルサイト組織のサーベイランス及び再認証に関して、中央機能は、1 年目及び 2 年目のサーベイランス及び 3 年目の認証文書の有効期限前の再認証において審査されなければならない。CB の審査プログラムは、各サイトが少なくとも 48 ヶ月毎に 1 回、各サイトに対する適切な AQMS 規格要求事項について審査されること、及びすべての適切な品質マネジメントシステムプロセスが年に 1 回審査されることを確実にしなければならない。

l) サーベイランス審査に関して、カテゴリ 2 基準を満たすマルチプルサイト組織に対する審査工数は、表 2 に合致しなければならない。また、各サイトの人数並びに“再認証”審査の該当する欄を用いて計算しなければならない。再認証審査は、適切な AQMS 規格の全ての箇条及び要求事項を網羅することを確実にしなければならない。

m) 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) を用いる審査に関して、CB は、IAF MD3 に従って、合意されたパフォーマンス指標を評価するとともに、経時的に合意されたパフォーマンス目標を満たさないという問題のあるサイトについては追加審査及び/又は審査日を追加しなければならない。追加する審査時間は、該当する場合、表 2、3 及び 4 を基に、各認証の組織構造に対して計算された時間に加えなければならない。

n) CB の審査プログラムは、認証された組織の“購買管理”プロセスを年一回審査することを確実にしなければならない。

8.2.3 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) - 複合及び統合された審査

a) 複合審査の結果として発行される認証文書は、次のように発行されなければならない。

- 複合審査によって網羅されたすべての AQMS 規格を参照する、単一認証文書; 又は、
- それぞれの AQMS 規格に対する個別の認証文書

注記 認証の取り消しが、ある特定の航空宇宙品質マネジメントシステム規格だけに限定されるという状況の場合、認証文書は取り消しの影響を受けていない他の規格について再発行されることが望ましい。

b) 審査計画は次の事項を確実にしなければならない。

- 現地審査範囲によって網羅されるそれぞれの AQMS 規格に適用するすべての領域及び活動は、力量のある資格証明された AQMS 審査員によって評価される。
- 審査範囲で網羅された AQMS 規格に対し、依頼者のマネジメントシステムについて完全で有効な審査を遂行するために十分な時間を配分する。
- 審査チームは、全体として、複合審査の範囲によって網羅された各認証スキームに関連する各技術領域に対して、力量の要求事項を満たさなければならない。審査チームリーダーが、複合

審査によって網羅されているすべての AQMS 規格を審査するために、要求される力量がない場合は、ある特定のチームメンバーはそれぞれ適用される規格に対して、“リード審査員”として任命されなければならない。審査チームリーダーが持つ力量の分野外の提言に対して責任を負わなければならない。

- 複合審査の範囲に関連する各 AQMS 規格の適用されるすべての要素は、適切に評価されなければならない。例えば、JIS Q 9100 及び SJAC 9110 規格を網羅している統合マネジメントシステム (IMS) の複合審査を実施する場合、規格のひとつ (例えば JIS Q 9100) に関連する審査サンプルのみで、“是正処置”に対するシステムの有効性を検証することは受け入れられない。
- 以下の様な...審査計画に関連したいくつかの限定された活動においては、AQMS 審査員が正式に承認されていない AQMS 規格の側面を審査することを妥当としてもよい。(例えば、JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員 (AEA) が SJAC 9110 規格の側面をレビューする等)。
 - － AQMS の要求事項と審査を実施する為の技術知識が共通である領域 (例えば文書管理)
 - － AQMS 審査員が実質的に管理上の要求事項への適合を検証する領域
 - － 証拠の確認/審査の筋道の完了

c) IMS がある組織は、組織パフォーマンスの複数の状況を管理するために単一のマネジメントシステムを使用する。それは次の事項によって特徴付けられる。

- 全体のビジネス戦略及び計画を考慮するマネジメントレビュー
- 内部監査に対する統合された取り組み
- 方針及び目的に対する統合された取り組み
- システム及びプロセスに対する統合された取り組み
- 十分に詳細な作業指示書を含む、統合されたプロセスの文書化
- 改善に対する統合された取り組み (例えば、是正処置及び予防処置；継続的な改善)
- 事業全体に渡るリスクマネジメントの取組みを有効に利用した、計画に対する統合された取組み
- 統合された管理支援及び責任

d) 認証機関 (CB) は組織のマネジメントシステムが次の基準を満たしている程度に基づき、統合レベルの割合を定めなければならない。

- 80%を超える場合、組織は十分に統合されているとみなされる。
- 50%以上 80%以下の場合、組織は部分的に統合されているとみなされる。
- 50%未満の場合、組織は統合されていないとみなされる。

e) 複合及び統一された審査に関して、CB は、次の基準によって審査工数を決定しなければならない。

- 定義された認証の組織構造 (Certification Structure) に適切になるように、組織又は各サイトの総従業員数を基に、主となる規格について表 2 により審査工数を決定する。
- 完全に統合された組織に対して審査工数を 15%増加する。コンピュータを使った審査技法 (CAAT) 及び/又は先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) の使用により、この工数を削減してはならない。

- 部分的に統合された組織に対して審査工数を 30%増加する。CAAT 及び/又は ASRP の使用により、この工数を削減してはならない。
- 統合されていない組織に対して、それぞれの AQMS 規格に対する審査工数は、表 2 で要求された審査工数の 100%を使用し、お互いの規格から独立していなければならない。各認証に関する従業員数は、各審査工数（例えば審査日数計算）を決定するために使用されなければならない。

8.2.4 審査プログラムの定義及び維持

依頼者（受審組織）に対する認証機関（CB）審査プログラムは第一段階審査前に、定義され、利用可能でなければならない。加えて、CB は、審査工数に影響を与える依頼者の重大な変更について、要求された審査プログラムの変更を決定するため毎年レビューすることを確実にしなければならない。

8.2.5 JIS Q 9001 から航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)規格へのアップグレード

JIS Q 9001 認証文書を持つ受審組織が、AQMS 規格へアップグレードする場合は、SJAC 9101 規格を適用する適切な AQMS 規格（すなわち、JIS Q 9001 並びに、航空、宇宙及び防衛分野の産業追加要求事項）に関する完全な初回審査（第一段階審査及び第二段階審査）が要求される。審査工数は表 2 に従い、“初回”審査欄を使用して計算しなければならない。

8.3 航空宇宙審査チーム

8.3.1 審査チーム及びそのメンバーは、SJAC 9101 規格及び SJAC 9104 シリーズ規格内に含まれるすべての関連要求事項に適合しなければならない。

8.3.2 審査チームリーダーは、SJAC 9104-3 規格で規定され、該当する航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格について承認され資格証明されている、航空宇宙産業経験審査員（AEA）でなければならない。審査チームは、必要に応じて、他の AQMS 審査員を含むことができる。審査チームリーダーは、第 1 段階審査、第 2 段階審査、サーベイランス、再認証及び特別審査を含む認証サイクル全体に同席し参加しなければならない。認証サイクルの間、チームリーダーの役割を担う審査員は変更してもよい。

8.3.3 認証機関（CB）と審査チームリーダーは、審査全体において、航空宇宙産業経験審査員（AEA）が各サイトにおり、積極的に参加していることを確実にしなければならない。更に、審査チームリーダーは、全ての審査活動中、1 箇所又は 2 箇所以上のサイトにいなければならない。

8.3.4 審査チームは指名されなければならない。依頼者（受審組織）の各サイトを有効に審査するために必要な実証された力量を全体として持たなければならない。審査チームの予備知識は、審査チームメンバーが審査する航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格に関連する要求事項を理解することを確実にするために十分なものでなければならない。更に、審査チームのそれぞれのメンバーは、技術分野と産業分野の現状に関わる一般的理解と予備知識を持っていなければならない。

8.3.5 該当する場合、特にクリティカル要求事項や特殊工程がある場合には、審査チームの予備知識は、組織についてのブリーフィング（概況説明）、特別な教育又は専門家の指名（例えば、業界や専門機関の事業あるいは技術的な専門家）によって補強してもよい。もし、認証機関（CB）が有識者あるいは技術的な専門家を用いる場合には、CBの管理システムには、このような専門家をどのように選定し、専門知識をどのように継続的に保証するのかについての詳細を含まなければならない。

8.3.6 審査チームリーダーは、審査チームのすべてのメンバーが、審査活動の範囲に影響することがあるこの規格の該当する要求事項を熟知していることを確実にしなければならない。更に、航空宇宙産業経験審査員（AEA）は、審査全体を通して、航空、宇宙及び防衛分野の要求事項の解釈と、要求があった場合には特定されたいかなる問題の重要性についてのガイダンスを審査チームに提供しなければならない。

8.3.7 審査チームリーダーは、審査の完全性及び審査報告書、審査所見、審査結論の正確性を確実にすることに責任を持たなければならない。

8.3.8 同一の審査チームリーダーは、依頼者（受審組織）につき、最大2回の連続した認証サイクルまでと制限されなければならない。1回の認証サイクル後で、支援する航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）審査員をローテーションする（入れ替える）ことが推奨される。

8.3.9 認定機関（AB）、業界（OP）監査員、法規制当局又は顧客代表者は、適宜、審査プロセスのオブザーバーとして審査チームに同行してもよい。顧客又は政府機関の代表者が審査のオブザーバーとして同行した場合には、審査チームリーダーはオブザーバーが提起したコメントや懸念事項を審査報告書に含めるかどうか判断しなければならない。認証機関（CB）は、審査チームに同行する訪問者について審査開始前に、依頼者と調整しなければならない。

8.4 不適合

a) 審査チームは、審査中に特定された不適合をすべて記録しなければならない。

注記 SJAC 9101 規格には、重大な不適合と軽微な不適合の定義が含まれている。

b) すべての重大な不適合と軽微な不適合について、封じ込めが行われ、根本原因の分析を伴う十分な修正が行われ、是正処置が実施され、レビューされ、認証機関（CB）によって容認され検証されるまでは、認証の決定が求められている、航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格あるいは複合の AQMS 規格の認証文書を発行してはならない。この要求事項は、他の CB へ移転した後の認証文書の発行にも適用される。

c) 不適合の管理の要求事項は SJAC 9101 規格に規定されている。

d) 不適合報告書（NCR）の発行後 60 日以内に、受審組織が、適用される規格への適合が再構築されていることを実証することができなかった場合には、CB は依頼者の認証を一時停止するプロセスを開始しなければならない。

e) CB は、該当する場合、認証された組織が封じ込め処置及び是正処置プロセスにおいて顧客への通知に対処していることを確実にしなければならない。

8.5 審査チームの結論と報告

a) 最終会議の場で、審査チームリーダーは、最低限、SJAC 9101 規格に従って文書化された該当する不適合報告書 (NCR) を受審組織に提供しなければならない。審査チームリーダーは、最終会議後 2 週間以内に、SJAC 9101 規格で規定された審査報告書と付属の様式を使用して、完成した審査報告書を受審組織に提示しなければならない。

b) サーベイランスと特別審査では、審査チームリーダーは、記録された不適合が既存の認証に悪影響を及ぼすかどうかを受審組織に説明しなければならない。認証が一時停止される場合には、受審組織と認証機関 (CB) の間で、適切な処置の方向について合意しなければならない。処置の方向について合意に至らない場合には、CB の適切な苦情処理手順が行使されなければならない。

c) 認証の決定を含む審査では、CB は、認証文書の発行日から 30 日以内に必要なデータを OASIS データベースに入力する責任を持たなければならない。他のすべての審査では、CB は、現地訪問した日付から 90 日以内に、必要なデータをデータベースに入力しなければならない。このデータベースへの入力は、IAQG セクター又は航空宇宙業界団体 (NAIA) が決定した取り決めに従って、CB が直接又はセクター管理委員会 (SMS) を通して行うことが可能である。この OASIS データベースへ入力すべき情報は、附属書 C に定義されている。

d) 認証文書に関するすべてのデータは、OASIS データベースの公開領域に入れなければならない。審査の詳細は、依頼者 (受審組織) がアクセス権を与えたユーザーに対してのみ、データベースの中で提供される。この情報は、IAQG のメンバーが競争上の優位の目的のために使用してはならない。

e) OASIS データベース内の CB による審査/評価のすべてのデータは、当該 CB を認定した認定機関 (AB) が利用可能でなければならない。

f) CB は、データベースの中で以下のデータを維持しなければならない、OASIS データベース管理者を指名する要求事項を受審組織に知らせなければならない。

- 組織の名称、住所及び認証に含まれる所在地 (これらのデータを改訂する際には事前に CB の承認が必要である。)
- 組織の OASIS データベース管理者の氏名と電子メールアドレス
- 該当する場合、組織の連絡窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、ホームページアドレス

g) CB は、正当な理由 (例えば、競争上の秘密事項、利害抵触) が提供されない限り、AQMS 規格に対して認証された組織は、要求された場合、審査報告書及び関連する文書/記録のコピーをその顧客

及び潜在顧客へ提供することが契約により要求されていることを確実にしなければならない。組織は、顧客に OASIS データベースを通してこのデータへのアクセスを提供してもよいし、審査報告書を直接提供してもよい。

8.6. 認証文書の発行

JIS Q 17021 規格及び適用される IAF の MD 文書で述べられている認証文書についての要求事項に加えて、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の認定を受けた認証機関 (CB) が発行する認証文書には、最低限、附属書 B に参照される要求事項及び下記の内容についての記述が含まれていなければならない。

- a) 規格の改正レベルを含む、JIS Q 9001 及び/又は適用される AQMS 規格の版 (例えば、JIS Q 9100 規格、AS 9100, prEN9110) の要求事項に対する組織の品質マネジメントシステムの適合。
- b) CB が業界による監視制度 (ICOP) スキームの下で認定されていることの識別。
- c) 改正レベルを含む当該 IAQG セクターが発行したスキーム (例えば、SJAC9104-1 規格、AS 9104/1, EN 9104-001) に基づき、この規格の適用される版の要求事項に従って審査が実施されたこと。

注記 該当する場合には、IAQG セクター特有のスキームの参照 (及び改訂) を加えることが可能である。

- d) 認証文書の発行日
- e) 認証の有効期限日。認証文書が有効な最長の期間は 3 年間である。3 年間の認証を延長することは許容されない。
- f) 認証文書は、各サイトに関する住所と範囲を識別しなければならない。
- g) 認証された組織の認証範囲は、設計、(サービスを含む) 製品、プロセス等に関して、組織の活動を明確に記述しなければならない。
- h) 認証文書は、航空宇宙業界団体 (NAIA) 又はセクター管理委員会 (SMS) と同様に、当該 CB を認定した、SMS 承認の認定機関 (AB) のロゴ又はシンボルを表示することができる。
- i) SMS が承認する AB によって認定された CB によるマーク又はロゴの誤使用に対して、AB は CB の認定の一時停止又は取り消しを含む、適切な処置を取らなければならない。
- j) 認定されていない認証文書又は認定されていない機関からの認証文書は発行してはならない。適合の書簡や認定されていない審査文書は、認定された認証文書と明確に区別しなければならない。

k) 必要な場合、認証文書がリンクしていることを条件に、別々の認証文書（すなわち、一つが JIS Q 9001 でもう一つが AQMS）を発行してもよい。

l) CB の認証文書は、シングルサイトの組織を除き、組織の認証構造（Certification Structure）の詳細を含まなければならない。

m) サイト又はキャンパスを一つ以上持つ組織では、認証文書は、中央機能を含むサイトを示さなければならない。

n) マルチプルサイト組織では、認証の範囲は、各サイトで適用される活動を明確に記述されなければならない。

o) キャンパス組織では、管理上の住所は、各キャンパスとキャンパスが示す活動の範囲に関して設定されなければならない。キャンパス内の各サイトは、住所と示された活動の範囲を持たなければならない。

p) OASIS データベースに掲示される認証文書の表記は英語でなければならない。発行者の裁量で自国語の表記を追加して（2ヶ国語表記にして）もよい。

注記 上記の文は、定型的な文言を意図したものではなく、CB は、これらの内容を表現する認証文書の文言を確立しなければならない。

8.7 認証の喪失

認証機関（CB）は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）規格の認証を一時停止又は取消した際に OASIS データベースがアップデートされるよう取り決めなければならない。この取り決めによるアップデートは、組織の認証の状態についてのいかなる変化も反映させるため、暦日 14 日以内に CB によって行われなければならない。

8.8. 認証の移転

航空宇宙品質マネジメントシステム（AQMS）認証の移転に関して、IAF MD2 のすべてと、以下の追加要求事項が適用される。

a) SJAC 9104 シリーズ規格の業界による監視制度（ICOP）スキームの下で有効な認定を受けた認証機関（CB）によって発行された有効な認証のみが、移転に対して適格である。

b) 発行元 CB がその活動を停止する又は是正処置を完了することができない場合を除き、既存の認証文書を管理する CB が是正処置のクローズと容認を待っている文書化された不適合がある場合には、

CB の間で認証を移転してはならない。未完了の是正処置の場合は、新しい CB は、認証文書発行の前には是正処置の完了を確実にしなければならない。

- c) 今後 12 ヶ月以内に有効期限が満了する認証の移転には、第 1 段階審査と第 2 段階審査が要求される。
- d) 移転を受け入れる CB は、認証文書を発行する前に、移転される認証の妥当性を確認するための航空宇宙産業経験審査員 (AEA) による (現地での) 特別審査が実施されることを確実にしなければならない。
- e) すべての軽微な不適合と重大な不適合の封じ込めと修正が完了してその結果が満足できるものであり、根本原因の分析が完了し、是正処置が実施され、レビューされ、CB によって容認され、検証が完了されるまでは、新しい認証文書を発行してはならない。不適合の完了が 90 日を越えた場合には、既存の認証文書の移転は認められない。
- f) 移転を受け入れる CB による是正処置のレビューと検証は、(AQMS の文書化に関連する是正処置を除き) 現地で実施しなければならない。

8.9. 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP)

- a) ASRP は、IAF MD3 の適格性の要求事項を満たしている場合に、認められる。ASRP の適用は、それ自体を審査工数削減の理由にしてはならない。
- b) IAF MD3 に記述されている ASRP のプロセスの適用により、シングル、キャンパス、セベラル及びコンプレックスの認証の組織構造 (Certification Structure) に対して、表 2 で要求される現地審査工数を 30% を超えて減らしてはならない。マルチプルサイト認証に関する ASRP による削減は、表 3 に含まれている。
- c) 認証機関 (CB) とその依頼者が ASRP を使用することを選択した場合には、IAF MD3 への適合が必須要求であり、CB とその依頼者は依頼者 (受審組織) の適格性と適合性を認定機関 (AB) の要求事項に対して実証できなければならない。
- d) IAF MD3 及び JIS Q 19011 (“監査員の力量及び評価”参照) の審査員の力量に関する要求事項に加えて、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の監査を実施する、組織の中央機能の内部監査部門に属する内部監査員は、少なくとも SJAC 9104-3 規格の航空宇宙審査員 (AA) の要求事項を満たさなければならない。AQMS 内部監査機能は、航空宇宙産業経験審査員 (AEA) の要求事項を満たす者によってリードされなければならない。内部監査員及び内部監査部門のリーダーは、AA 及び AEA として資格証明されていることは要求されないが、この要求事項の意図は、各個人が、少なくとも教育・訓練と業務経験についての要求事項を満たしていることである。組織によって提供される、AEA 訓練の期待を満たす内部の AQMS 訓練コースは、許容される。

8.10 コンピュータを使った審査技法 (CAAT)

a) CAAT の使用は必須要求ではないが、認証機関 (CB) とその依頼者が CAAT を選ぶ場合には、IAF MD4 への適合が必須要求である。CB とその依頼者は、適合性を認定機関 (AB) に対して適合を実証できなければならない。

b) IAF MD4 に説明されているプロセスの適用により、シングル、セベラル、コンプレックス認証の組織構造 (Certification Structure) に対して、表 2 で要求されている現地審査工数を 30% を超えて減らしてはならない。削減された現地審査時間は除外されない。その代わりに該当する CAAT を使用する遠隔審査時間を割り当てなければならない。

c) CAAT と先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) を組み合わせて使用する場合には、表 2 で要求されている現地審査の審査工数を 30% を超えて減らしてはならない。

9 オーバーサイト・プロセスに対する要求事項

a) 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格認証プログラムのオーバーサイトプロセス (業界による監視制度 (ICOP) スキーム) については、SJAC 9104-2 規格に記載されている。このプログラムに参加している IAQG メンバー会社、IAQG OPMT、セクター管理委員会 (SMS)、認証機関管理委員会 (CBMC)、業界 (OP) 監査員、認定機関 (AB)、認証機関 (CB)、審査員資格証明機関 (AAB)、研修提供者承認機関 (TPAB)、研修提供者 (TP) は、SJAC 9104-2 規格に記載される要求事項への適合性を確実にしなければならない。

b) オーバーサイト監査に従事する IAQG OPMT、SMS、CBMC すべてのメンバー及び業界 (OP) 監査員は、チームの構成又は監査員任命前に、ICOP 申告様式 (SJAC 9104-2 規格附属書参照) に記入し、該当する委員長 (例えば、OPMT メンバーは OPMT 議長) へ提出しなければならない。すべての他の委員会メンバーは、IAQG OPMT 又は SMS が定めた、守秘義務に関する協定文書に署名しなければならない。該当する要員は、すべての記入済の申告様式のコピーをオーバーサイト監査活動終了まで保管しなければならない。

c) AB、SMS 代表者及び/又は CB が適切であると判断した場合、AQMS に関する立会評価結果及び AQMS 審査員力量の問題に関するデータは、当該審査員の資格証明に責任がある AAB と共有されなければならない。

10 審査員資格証明機関 (AAB) に対する要求事項

10.1 一般

a) 審査員資格証明機関 (AAB) は、SJAC 9104-3 規格で規定されるとおり、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明、承認及び/又は認証を授与し、維持し、一時停止し、拡大し、取消す責任を持たなければならない。AAB は、セクター管理委員会 (SMS) が認知するために、AQMS 審査員の承認及び/又は認証の決定結果を提示しなければならない。

b) AAB は、該当する SMS による定期的なオーバーサイト監査に応じなければならない。AAB は、AQMS 審査員の承認及び／又は認証に、正しい判定基準及び方法を使用したことを立証するために、SMS、AB (該当する場合)、IAF 及び航空局又は監督官庁に対して“アクセス権”を付与しなければならない。このアクセスには、業界 (other parties) による AAB のオーバーサイトに関する情報及び記録も含む。オーバーサイトの要求事項は、SJAC 9104-2 規格で規定される。

c) AAB には、航空宇宙産業経験審査員 (AEA) の承認 (すなわち AQMS 審査員評価プロセス) を支援するために、航空、宇宙又は防衛産業に関して十分に深い知識がある要員がいなければならない。

10.2 審査員資格証明機関 (AAB) の内部組織に対する要求事項

a) AAB は、定められた品質マネジメントシステムを持たなければならない。

b) この規格及び他の該当する業界による監視制度 (ICOP) スキームプロセス文書 (例えば SJAC 9104-2 規格, SJAC 9104-3 規格, SJAC 9101 規格) の要求事項に合致する方法で AQMS 審査員が活動し続けていることを保証するために、AAB は、該当する IAQG セクターと協力しなければならない。

10.3 審査員資格証明機関 (AAB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項

a) AAB は、航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明を授与し、維持し、一時停止し、取消すため、SJAC 9104 シリーズ規格要求事項が着実に達成されることを支援し、実証することができる品質マネジメントシステムを設定し、文書化し、実施し、維持しなければならない。

注記 JIS Q 17024 は、ガイダンスのために使用してもよい。

b) AAB は、SJAC 9104-3 規格に記載されている審査員資格証明の要求事項に対する、それぞれの AQMS 審査員の登録申請内容を評価しなければならない。この評価に基づいて、AAB は次の事項を処置しなければならない。

- 評価結果が AAB に受け入れられる場合、AAB は、追認のためにセクター管理委員会 (SMS) へ登録申請及び支援する情報 (例えば、申請書、教育・実務経験の証拠文書、志願者の経歴書) を提出しなければならない。SMS は、AQMS 審査員登録申請決定に係る権限を AAB へ委譲してもよい。
- 承認の通知において、AAB は、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、AQMS 審査員へ承認の通知をしなければならない。
- SMS が AQMS 審査員の資格証明に関する AAB の評価結果に同意しない場合、SMS は、AAB の評価結果に同意しないことに関する特定の理由を AAB に通知しなければならない。AAB は、通知を受け次第、審査員に SMS の決定を通知しなければならない。

e) SMS 又は AAB は、決定の裏付けのために収集された情報及び客観的証拠に基づいて、航空宇宙審査員 (AA) 又は航空宇宙産業経験審査員 (AEA) の登録申請者に対する資格証明又は再資格証明の授与又はその後の資格証明の維持、一時停止、拡大又は取消しに関する決定をしなければならない。

d) AQMS 審査員の資格証明を授与し、維持し、一時停止し、拡大し、取消す決定を行う要員は、教育・訓練、実務又は立会審査を含むすべての審査員評価活動に参加してはならない。更に、公平な決定を下すために、それらの要員は、利害抵触の可能性のある登録申請者とのいかなる個人的、契約上、自発的、公式な関係をも有してはならない。

e) AAB は、異議申立て／苦情の問題解決プロセスを持たなければならない。認証機関管理委員会 (CBMC) が AQMS 審査員の資格証明承認決定に責任を持つ場合、AAB の異議申立て／苦情の問題解決プロセスは、いかなる異議申立て／苦情を解決する中でも、CBMC を支援しなければならない。

f) AAB が管轄地区 (すなわち、国、IAQG セクター) 外の審査員の資格証明申請を受け取ったとき、AAB は、当該審査員の地区で業務を行う業界による監視制度 (ICOP) スキームで認可された AAB を通じて資格証明を受けることを審査員に推奨しなければならない。地区外の審査員に対する資格証明において、AAB は、AQMS 審査員登録申請者に、過去に他の国、地域又は IAQG セクターで却下された AQMS 審査員の資格証明若しくは認証又はすべての申請に関する情報公開を求めなければならない。

10.4 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の力量

a) 審査員資格証明機関 (AAB) は、AQMS 審査員の力量に関する特定の問題に対してとられるべき処置を受取り、レビューし、決定するプロセスを持たなければならない。とられた処置の記録は維持されなければならない。

b) 決定事項及び／又はとられる処置は、起草者へ伝達されなければならない。このプロセスは暦日 60 日以内に完了しなければならない。

c) 認定機関 (AB)、セクター管理委員会 (SMS) 及び／又は認証機関 (CB) が、AQMS 認証審査に関する審査員の力量の問題を特定し、(その問題が) 妥当であると判断した場合、航空宇宙の立会審査の結果及び／又は関連データを、当該 AQMS 審査員の資格証明に責任がある AAB と共有してもよい。

d) SMS は、審査員の力量の問題に基づいて、AQMS 審査員の資格証明の取消しを推薦してもよい。推薦の理由及び補足の客観的証拠は、AAB が利用できるようにしなければならない。AAB は、問題について調査し、適切な処置をとらなければならない。

10.5 審査員資格証明機関 (AAB) のマークとロゴの使用

AAB は、AAB のマーク及びロゴの使用について、セクター管理委員会 (SMS) によって承認され、業界による監視制度 (ICOP) スキームによって認知された文書を確認し、維持しなければならない。

10.6 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の維持, 一時停止, 拡大, 取消し

- a) 審査員資格証明機関 (AAB) は, AQMS 審査員の資格証明を維持し, 一時停止し, 拡大し, 取消すための手順を提供できるようにしなければならない。AQMS 審査員が持つすべての AQMS 規格の資格証明との関連性について判断するため, これらの手順では, 業界による監視制度 (ICOP) スキームの要求事項を満たしていないという欠陥に起因する, すべての AQMS 審査員の一時停止又は取消しがレビューされていることを確実にしなければならない。
- b) 審査員として活動していない又は更新しない以外の理由で, AQMS 規格の資格証明を取消されているすべての AQMS 審査員は, 取消し後の最低限 12 ヶ月間, 資格証明の再申請は認められない。
- c) 審査員として活動していない又は更新しない以外の理由で, AQMS 規格の資格証明が取消される場合, AQMS 審査員を認知する機能をもつセクター管理委員会 (SMS) は, AAB から, 暦日 5 日以内に通知されなければならない。AAB は, AQMS 審査員の取消しを反映するため, 暦日 10 日以内に OASIS データベースをアップデートしなければならない。

10.7 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の記録の保管

審査員資格証明機関 (AAB) は, 最低限 2 回の資格証明更新サイクルの間, AQMS 審査員の資格証明の根拠となる証拠を保管しなければならない。現在の資格証明サイクルにおける記録は, 容易に検索可能でなければならない。

10.8 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員の資格証明の認知

ある IAQG セクターで承認された審査員資格証明機関 (AAB) は, すべてのセクターで認知されなければならない。加えて, ある IAQG セクターで資格証明を付与された AQMS 審査員は, 他のセクターで認知され, 容認されなければならない (認定機関 (AB), 認証機関 (CB), AAB, 認証機関管理委員会 (CBMC) などに適用)。

11 研修提供者承認機関 (TPAB) に対する要求事項

11.1 一般

- a) 研修提供者承認機関 (TPAB) の責任は, SJAC 9104-3 規格に規定されるとおり, 研修提供者 (TP) への承認を授与し, 維持し, 一時停止し, 拡大し, 取消すこと及び関連する研修コースを承認することである。業界に特化したコースの承認は, セクター管理委員会 (SMS) にレビューされ, 承諾されなければならない。すべてのセクターは, ある IAQG セクターで承認された TPAB を認知しなければならない。
- b) TPAB は, 該当する SMS による定期的なサーベイランスに合意しなければならない。TPAB は, SMS, 認定機関 (AB) (該当する場合), IAF 及び規制当局又は政府機関が, 航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の TP 及び研修コースの承認において, 正しい基準及び方法を使用していることを立証するために, “アクセス権”を提供 (アクセス権に合意) しなければならない。このアクセスには, 関係者による研修提供者承認機関のオーバーサイトに関する情報及び記録も含む。更に,

著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

TPAB は、SMS が承認した TP 及び研修コース開発業者が実施する、すべての承認された AQMS 研修クラスのオーバーサイトを含めた AQMS 研修クラスへの“アクセス権”を提供しなければならない。オーバーサイト要求事項は、SJAC 9104-2 規格に規定される。

c) 研修クラスのオーバーサイトを実施するいかなる業界 (OP) 監査員も、出席又は参加に対する謝礼を受け取ってはならない。又、研修クラスの間、いかなるインプットもしてはならない。

11.2 研修提供者承認機関 (TPAB) に対する組織上の要求事項

- a) TPAB は、定められた品質マネジメントシステムを持たなければならない。
- b) この規格及び業界による監視制度 (ICOP) スキームの要求事項に合致する方法で、研修提供者 (TP) が活動し続けていることを保証するために、TPAB は該当する IAQG セクターと協力しなければならない。

11.3 研修提供者承認機関 (TPAB) の品質マネジメントシステムに対する要求事項

- a) TPAB は、研修提供者 (TP) 及び研修コースの承認を授与し、維持し、一時停止し、拡大し、取消すための手順、ツール及び技法を、TPAB のシステムの中に持たなければならない。
- b) TPAB は、SJAC 9104-3 規格に記載されている TP の承認要求事項に対する、それぞれの TP からの申請内容をレビューしなければならない。TPAB は、これらの要求事項が満たされている場合のみ TP を承認しなければならない。
- c) TPAB 又はセクター管理委員会 (SMS) は、決定の裏付けのために収集された情報及び客観的証拠に基づいて、TP に対する承認又はその後の承認の維持、一時停止、拡大又は取消しに関する決定をしなければならない。
- d) TP を承認し、維持し、拡大し、取消す決定をする要員は、品質マネジメントシステム (TP の内部監査を含む) の構築又は維持に参画してはならない、又 TP に代わって研修を提供してはならない。又、公平な決定を下すために TPAB は、利害抵触の可能性のある TP とのいかなる個人的、契約上、自発的、公式な関係をも有してはならない。
- e) TPAB は、TP 承認後、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、TP へ承認の通知をしなければならない。レビューにおいて、TP が SJAC 9104-3 規格に記載されている要求事項を満たしていないと判断された場合、TPAB は TP に不承認の理由を通知しなければならない。
- f) TPAB は、業界に特化した研修コースに対する SMS によるレビューを支援するため、異議申立て／苦情の問題解決プロセスを持たなければならない。TPAB は、SMS と共に、TP からのすべての異議申立ての解決を促進しなければならない。

- g) TPAB が管轄地区 (すなわち, 国, IAQG セクター) 外の TP の承認申請を受け取ったとき, TPAB は, 当該 TP の地区で業務を行う ICOP スキームで認可された TPAB を通じて承認を受けることを TP に推奨しなければならない。地区外の TP に対する承認において, TPAB は, TP に, 過去に他の国, 地域又は IAQG セクターで却下された承認又は申請に関する情報公開を求めなければならない。
- h) TPAB の品質マネジメントシステムは, TP の承認を維持し, 一時停止し, 拡大し, 取消するための手順を提供しなければならない。これらの手順は, ICOP スキームの要求事項を満足していないことによるいかなる TP の一時停止又は取消しに対しても, TP によって開催される航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) コースのすべての承認との関連性を決定するため, レビューされていることを確実にしなければならない。
- i) AQMS 研修コースの承認を取消されたすべての TP は, 取消し後の最低限 12 ヶ月間, 承認の再申請は認められない。
- j) TPAB には, 業界に特化した研修コース資料の評価プロセスを支援するために, 航空, 宇宙又は防衛分野に関して十分に深い知識がある要員がいなければならない。

12 Online Aerospace Supplier Information System (OASIS) データベース

12.1 IAQG OPMT は, OASIS データベースの機能性に責任を持たなければならない。

12.2 IAQG OPMT は, OASIS データベースに対して, 機能性やデータベースのユーザー/ユーザーグループによるデータ入力時の期待に対して影響がある変更を実行してもよい。このような変更は, OPMT によって承認されなければならない。影響を受けるユーザー/ユーザーグループに対して, 実施日と共に OASIS データベースの中で伝達されなければならない。OPMT は, 必要に応じて, 変更を要求事項に反映するために, 影響を受ける SJAC 9104 シリーズ規格を次回改正時にアップデートしなければならない。

注記 すべてのステークホルダーは IAQG に OASIS データベースの変更提案を提起することができる。OASIS データベースの“ヘルプ/ガイダンス”機能に, このような提案を処理する方法の詳細が含まれている。

12.3 組織が OASIS データベース管理者を特定し, OASIS データベース内で登録しない限り, 認証機関 (CB) は, 認証文書 (すなわち, 初回認証, 再認証, 認証の変更) を発行することができない。

12.4 認証機関 (CB) の認定が取り消された場合, “CB Withdrawn (認定が取消された CB)” という CB のステータスを表示した上で, 6 ヶ月間又は他の CB に認証移転されるまでのいずれか短い期間, 既存の認証文書は, OASIS データベース上に表示され続けなければならない。

12.5 OASIS データベースのデータの正確さに対する責任は, そのデータを誰がインプットしたかに関わらず, 表 5 に従う。

著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

表 5 OASIS データベースのデータに対する責任

データ区分	責任
組織	組織
審査と認証	認証機関 (CB)
航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 審査員	AQMS 審査員

12.6 データ入力、登録された OASIS データベース管理者が行わなければならない。この管理者は、認証組織内部の要員とすることも、セクター管理委員会 (SMS) が決定した外部機関 (例えば、認証機関 (CB)) の要員とすることも可能である。

12.7 認証の組織構造 (Certification Structure) を OASIS データベース内で示さなければならない。

12.8 認証の組織構造 (Certification Structure) は、附属書 B 及び次の事項で記述されているとおりに OASIS 識別番号 (OIN) と OASIS データベース内で設定されたアドレスを持たなければならない。

- a) 各キャンパスは、OIN 及び設定されたアドレスを持たなければならない。
- b) コンプレックスの組織は、(この規格で) 記載された原則に従い区分される各サイト又はキャンパスを持たなければならない。
- c) 2つ以上のサイト又はキャンパスを持つ組織は、中央機能を含むサイト又はキャンパスを特定する識別を含まなければならない。

13 Other Party Management Team (OPMT) の要求事項

13.1 手順

- a) この規格の推進又は利用/適用に関連するすべての問題は、IAQG OPMT に問い合わせなければならない。OPMT は、SJAC 9104 シリーズ規格要求事項を明確化するために、既存の OPMT レゾリューションを使用してもよい。
- b) IAQG OPMT が解決できない、この規格に関するすべての問題は、IAQG 評議会に問い合わせなければならない。IAQG 評議会による決定が最終的な結論である。

13.2 OPMT の責任

- a) SJAC 9104-2規格に規定するとおり、各セクター管理委員会 (SMS) のオーバーサイト活動を実施する。

注記 業界による監視制度 (ICOP) IAQG セクタースキームのオーバーサイトは通常、IAQG及び/又はOPMT会議と同時に実施される。ホストセクターのSMSは、通常、訪問したセクター

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

のSMSのOPMT代表者による審査を受ける。

- b) 各IAQGセクターでの教訓 (lessons learned) の定期オーバーサイトについて方法を提示する。
- c) OASISデータベースが有効に機能し、IAQGメンバー及び、航空、宇宙及び防衛分野の供給者らによるアクセスが可能であることを確実にする。
- d) 各IAQGセクタースキームの定期オーバーサイトの概要報告書をIAQG評議会に提示する。
- e) 認定機関 (AB) のIAF Peer Reviewsの結果を評価し、必要な場合は、オーバーサイトに参加する。
- f) IAQGメンバー会社、OASISデータベースの使用者、認証組織及び関連ステークホルダー (例えば、AB、認証機関 (CB)) からのフィードバックを監視する。
- g) OASISデータベースの管理状況をレビューする。
- h) 定期オーバーサイトを実施し、ICOPスキームの有効性を発展及び改善し続けるための取組みを推奨する。

13.3 OPMTの構成

- a) 各 IAQG セクターは、この規格の 13 章の目的を達成するため、そのセクター管理委員会 (SMS) に在籍し少なくとも年 1 回は他のセクター代表と会合をもつために、投票権を持つ 3 名の代表者を任命しなければならない。これらの会議は、IAQG の定例会議と連動して実施を計画することができる。代表者全員の、すべての会議/投票への参加を確実にするために、各 IAQG セクターは代理のメンバーも任命しなければならない。
- b) この会議は、一般的なトピックについては公開され、それ以外のオーバーサイト活動又は、業界に特化したトピックについては非公開である。IAF、認定機関 (AB)、認証機関 (CB)、審査員資格証明機関 (AAB) 及び 監督官庁の代表者は、IAQG OPMT オーバーサイト議長の承認を得て、オブザーバーとして非公開会議に参加することができる。

13.4 IAQG のオーバーサイト活動

IAQG OPMT は、SJAC 9104-2 規格及びこの規格 (9 項参照) で要求されるオーバーサイトを実施しなければならない。

13.5 認証の組織構造 (Certification Structure) オーバーサイト分科委員会

- a) IAQG OPMT は、分科委員会を設立し、それは、オーバーサイトに対する責任を持ち、認証の組織構造のうちコンプレックスの組織に関する認証機関 (CB) の審査プログラムの提案に関連する推奨をしなければならない。

- b) 認証の組織構造の決定に関連する苦情をレビューするために、OPMT は、この分科委員会も利用しなければならない。
- c) OPMT は、このレビュープロセスを文書化しなければならない、またこのレビュープロセスには、サブチームの代表者（例えば、認定機関（AB）、CB、IAQG メンバー）、チームメンバーの資格及び CB 要求に対する適時の管理に関する要求事項を含む。
- d) これらのレビューの結果及び教訓（lessons learned）は、OPMT へ報告される。

14 OASIS データベースのフィードバックプロセス

14.1 OASIS データベース

OASIS データベースは、業界による監視制度（ICOP）スキーム（図 1 参照）内のさまざまなステークホルダーの中でフィードバックの収集、発行及び管理を支援する

注記 OASIS データベースの“ヘルプ/ガイダンス”は、フィードバック要求をどのように始め、処理するかを詳細に記述したものを含む。

14.2 フィードバック・ループ A（顧客から供給者へ）

顧客から供給者（すなわち、認証組織）に対するフィードバックは、マネジメントレビューの重要な要素であるが、この規格では特に取り扱わない。認証機関（CB）の AQMS 審査員は、製品、プロセス及びシステムの調査と同様に、マネジメントレビューに対する審査の中でこのフィードバックを注目して取り扱うことを期待されている。

14.3 フィードバック・ループ B（顧客から認証機関へ）

OASIS データベースのユーザーは、認証を発行した認証機関（CB）に対してフィードバック（すなわち、ある組織について入力されている、認証文書、審査内容及び情報についての質問や提案）を行うことができる。このような質問や提案は、OASIS データベースに入力されているデータ、あるいは OASIS で欠落しているデータ、CB の所見や結論、あるいは組織の品質マネジメントシステムのパフォーマンス（例えば、日付の間違い、次回の審査の際に特定の問題/懸念事項に注意を払う要求）に関係するものである。

フィードバック・ループ B に関して、次の要求事項が適用される。

- a) CB は、フィードバック要求を受け取る連絡担当者を特定しなければならない。
- b) 認証組織は、フィードバック要求の写しを受け取る。
- c) フィードバック要求の性質によって、起草者は回答の提供を求めることができる。フィードバック要求を受けた場合、CB は、受け取ったフィードバック要求を調査して 1 ヶ月以内に回答することが要求される。

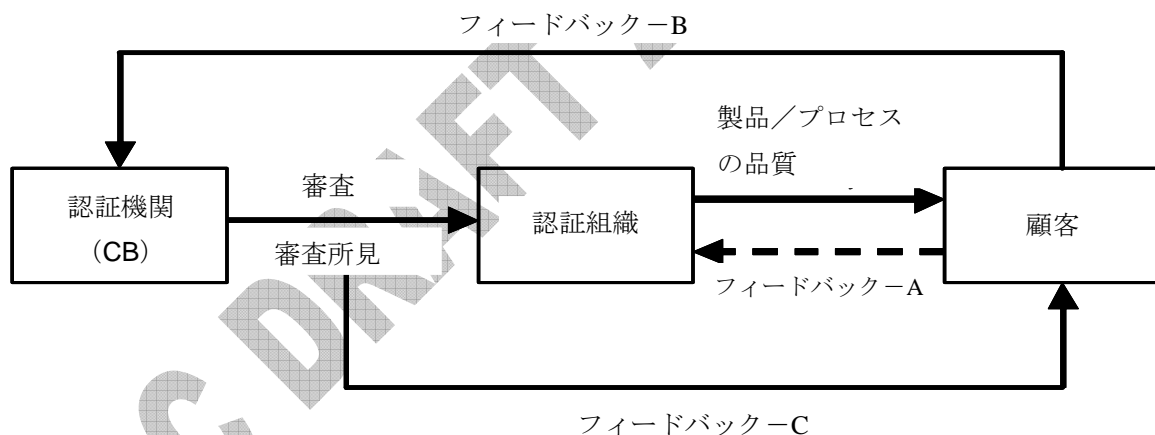
d) CB からの回答が満足できるものであった場合、フィードバック要求を起草したユーザーは、フィードバック要求をクローズしなければならない。回答に満足できない場合、エスカレーション・プロセスを使用して解決しなければならない。

e) OASIS データベースはすべてのフィードバック要求をログに記録するとともに、回答までの時間を監視する。この情報は、認定機関 (AB) と業界のオーバーサイト要員に提供されなければならない。オーバーサイトの一環として、CB は、フィードバック要求 (すなわち、問題、質問、提案) への対応状況が測定されることがある。 ; SJAC 9104-2 規格参照

14.4. フィードバック・ループ C (顧客への審査情報提供)

認証を受けた組織は、OASIS データベースにアップロードされている認証の詳細及び審査結果 (例えば、審査報告書及び関連する NCR) に対する電子的なアクセス権を与えることができる。このアクセス権は、組織が決定し、要求を受けて組織が選んだユーザー、契約で要求された顧客又はすべてのデータベース登録ユーザーに与えることができる。

図 1 OASIS データベース内の、顧客-供給者-認証機関 (CB) のフィードバックループ図



14.5 認定機関 (AB) へのフィードバック

すべてのステークホルダーは、OASIS データベースフィードバックプロセスを使用して AB へフィードバックを行うことができる。このフィードバックは、認証機関 (CB) パフォーマンス、苦情又は他の問題/懸念事項を取り扱ってもよい。

注記 苦情処理/問題解決プロセスに関する要求事項は、この規格の 5.3.11 を参照。

15 セクター管理委員会 (Sector Management Structure : SMS)

15.1 セクター管理委員会 (SMS) の組織

業界による監視制度 (ICOP) スキームは、図 2 で示される通り、3 つの国際的な SMS から構成されなければならない。各 SMS は、IAQG セクターにおいて、この規格の要求事項への適合を確実にしなければならない。

15.2 セクター管理委員会 (SMS) の構成

- a) 各 SMS の構成は、各セクターの現地／国の状況に基づき、認定機関 (AB) , 認証機関 (CB) , 審査員資格証明機関 (AAB) , 研修提供者承認機関 (TPAB) , 認証機関管理委員会 (CBMC) 組織, 監督官庁及び IAQG セクターメンバー会社 (すなわち AAQG, APAQG, EAQG) の代表者で構成することができる。
- b) IAQG 又は IAQG セクターメンバー会社の代表者のみ投票権を持つ。

15.3 セクター管理委員会 (SMS) の権限

- a) この規格に対する適合性の客観的証拠の欠陥又は、この規格の要求事項への重大な契約不履行があるために、SMS は、航空宇宙の認証制度に関する国のスキーム (すなわち、認定機関 (AB)) を一時停止する権限を持つ。一時停止となった AB は、契約不履行を取扱うための、受入れ可能な是正処置を通知から 90 日以内に、SMS に提出しなければならない。SMS は、一時停止期間中の AB によるすべての新規認証機関 (CB) の認定を認知しない。90 日の期間で処理できないとき、AB は最低限 12 ヶ月間の取消し処分を受けることになる。
- b) 認定された CB は、即時に AB の一時停止の影響を受けることはない。AB が取消しになった場合、CB は 6 ヶ月以内に、他の SMS から承認された AB を探すか、あるいは SMS の認知を失うことになる。
- c) 認定された航空宇宙の認証は、即時に AB の一時停止の影響を受けることはない。AB の取消しによって CB の SMS の認知が取消された場合、影響を受け得る認証を移転することができる。
- d) AB の一時停止に関連する処置及び OPMT レゾリューションは、該当の SMS によって規定され、IAQG OPMT を通じて他の IAQG セクターに伝達される。

15.4 IAQG OPMT へのセクター管理委員会 (SMS) の代表

SMS は、IAQG OPMT に参加する 3 名の代表者及び代理投票者を任命しなければならない。任命されたメンバーが IAQG OPMT 活動に対応できない場合、SMS は活動前に代理人を特定し、OPMT へ通知しなければならない。

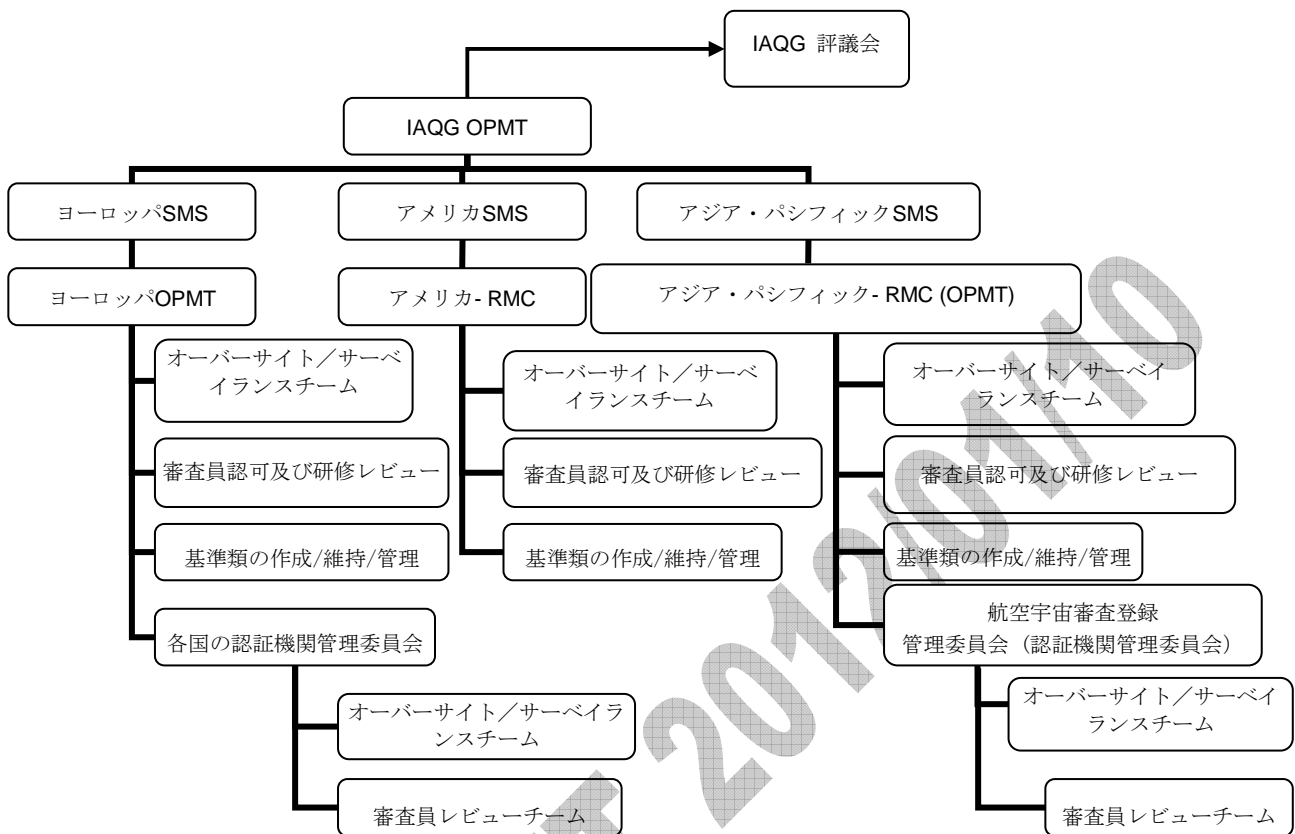


図 2—SMS の組織図

16 SJAC 9104-2 規格 のオーバーサイト活動に対するクロスフロンティア方針

16.1 認定機関 (AB) , セクター管理委員会 (SMS) 又は認証機関管理委員会 (CBMC) が実施するオーバーサイト活動では, ABの認定又は認証機関 (CB) の登録事務所がある国以外の国で業務を行うCBの評価を実施してもよい。

16.2 国際的な要求事項及び地区での要求事項が満たされていれば, 認定機関 (AB) はクロスフロンティア業務 (すなわち, 認定機関の自国以外の国での業務) を実施することができる。ABは, 現地のABがIAQGに認知されていれば, 現地のABへ評価業務のみを下請負に出すことが可能である。

16.3 認定機関 (AB) は, IAFのクロスフロンティア認定要求事項で提示された原則 (IAF GD3参照) に基づいて, 評価業務を下請負に出す決定をしなければならない。認定を行うABによって現地のABに評価業務を下請負に出す場合, 評価業務の下請負に関する調整はIAFにより設定された原則に基づかなければならない。

ABは, すべての影響を受ける関係者による調整を図るため, 必要に応じて, セクター管理委員会 (SMS) , 認証機関管理委員会 (CBMC) , 業界 (OP) 監査員, 現地のAB及び対象となるCBに, 下請負される評価業務に関する情報を提供しなければならない。

16.4 認定を行う認定機関 (AB) は, 評価に対する責任を持ち, 現地のABが作成した評価報告書及び著作権法により無断での複製, 転載等は禁止されております。

関連する所見をレビューしなければならない。必要な場合、認定を行うABは、認証機関（CB）と共に、認定を行うABが審査を実施する場合と同様に、SJAC9104シリーズ規格に対して不適合となるすべての所見を処理し、解決しなければならない。

16.5 セクター管理委員会（SMS）がオーバーサイト評価業務を下請負に出す決定をした場合、SMS／認証機関管理委員会（CBMC）は、評価業務を支援する資格のある業界（OP）監査員を提供するために、その国又はセクターのSMS/CBMCにコンタクトしなければならない。下請負業務を出すSMS/CBMCは、業界（OP）監査員の下請負するための調整において、IAFによって設定された原則（IAF GD3参照）を考慮しなければならない。下請負業務を出すSMS/CBMCは、現地の業界（OP）監査員にオーバーサイト評価に関する要求事項の概要を提供しなくてはならない。SMS/CBMCは、すべての影響を受ける関係者による調整を図るため、認定機関（AB）及び対象となる認証機関（CB）に、下請負される評価業務に関する情報を提供しなければならない。

16.6 現地の業界（OP）監査員は、提出された概要及びSJAC 9104-2規格で定められた要求事項に従って評価所見の報告書を準備しなければならない。この報告書は、下請負業務を出すセクター管理委員会（SMS）／認証機関管理委員会（CBMC）に提供されなければならない。

16.7 下請負業務を出すセクター管理委員会（SMS）／認証機関管理委員会（CBMC）は、オーバーサイト評価に対する責任を持ち、現地の業界（OP）監査員が作成したオーバーサイト活動報告書及び所見をレビューしなければならない。必要な場合、SMS/CBMCは、認定機関（AB）又は認証機関（CB）と共に、自分たちが審査を実施する場合と同様に、SJAC 9104シリーズ規格に対して不適合となるすべての所見を処理し、解決しなければならない。

16.8 セクター管理委員会（SMS）／認証機関管理委員会（CBMC）が地区外で業界（OP）監査員を手配できず、SMS/CBMCの地区外で業務を行う認証機関のためオーバーサイト活動の実施完了を求められる場合、SMS/CBMCは認証機関（CB）に対し、発生したオーバーサイト活動の追加料金の支払いを課すことができる。

17. 記録

17.1 この規格に従って活動を実施する責任を有する関係者は、特に規定のない限り、最低限6年間、記録を維持しなければならない（例えば、IAQG OPMTは、セクター管理委員会（SMS）オーバーサイトの記録を維持しなければならない）。

17.2 IAQG OPMTとセクター管理委員会（SMS）は維持しなければならない記録を定義してリスト化しなければならない。

注記 SJAC 9104-2 規格、SJAC 9104-3 規格及びこの規格が要求する申請書、審査チェック・シート、報告書はすべて、記録と見なさなければならない。

17.3 セクター管理委員会 (SMS) は、この規格に対する適合性を確立する目的のために、航空宇宙品質マネジメントシステム規格 (AQMS) の認定を保有する認証機関 (CB) の承認に関連した記録に対するアクセスができなければならない。その SMS の CB 代表者に対しては、競合する CB の記録に対するアクセスを許してはならない。

17.4 IAQG OPMT は、この規格に対する適合性を確認する目的のために、すべてのセクターの業界による監視制度 (ICOP) スキームに関連するすべての記録とデータ (例えば、IAF のピア・レビュー、認証機関 (CB) の認定の報告書、組織審査報告書) にアクセスできなければならない。更に、OPMT と各セクター管理委員会 (SMS) は、スキームのオーバーサイトを実施する目的のために、OASIS データベース内のすべてのデータにアクセスできなければならない。OPMT 又は SMS に属する産業界の代表者に対しては、競合他社の記録に対するアクセスを許してはならない。

18. 認証を受けた組織に対する要求事項

18.1 業界による監視制度 (ICOP) の認証を受けた組織は、SJAC 9104 シリーズ規格の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) プロセスの中に定義されている ICOP スキームの義務、責任及び要求事項に従わなければならない。認証機関 (CB) は、以下の要求事項を自機関の依頼者に指示しなければならない。可能な場合には、それらを契約に含めなければならない。

a) AQMS の認証を授与された組織は、CB がティア 1 データ (すなわち、発行された AQMS の認証文書についての情報の公開領域への登録) とティア 2 データ (例えば、審査/評価、不適合、是正処置、得点、一時停止などの情報とそれらの結果のプライベート領域への登録) を OASIS データベースに提供することを認めなければならない。

b) 組織は、正当な理由 (例えば、競合、秘密、利害抵触) がない限り、OASIS データベースのティア 2 データに対するアクセス権を自組織の航空、宇宙及び防衛分野の顧客及び当局に提供しなければならない。

c) AQMS の認証を授与された組織がその認証を喪失した場合には、自組織の航空、宇宙及び防衛分野の顧客に速やかに通知しなければならない。

d) 組織は、OASIS の自社内管理者を指定し、組織内の大幅な変更 (例えば 住所、所有者、主な管理、従業員数、運営範囲、顧客契約要求事項に関連する変更) を CB に通知する責任を持たなければならない。

18.2 組織は、認証機関 (CB) 、業界 (OP) 監査員、顧客代表者及び監督当局が、オーバーサイト立会い又は CB 審査プロセスの効果を確認する目的のために、CB の審査に同行するということに同意しなければならない。

18.3 認証を受けた組織が上述の期待を満たさない場合には、これを原因として業界による監視制度 (ICOP) スキームと OASIS データベースの登録リストから取消しされなければならない。

19 機密保持及び利害抵触

19.1 この規格を基に作成された、審査報告書、不適合報告書、チェックリスト又は会社特有情報の様式の中のデータは、データを作成、収集、使用する関係者の間で、機密事項 (confidential) (一般的には、所有権 (proprietary) や守秘事項 (sensitive) として参照される) として扱わなければならない。

19.2 このデータを使用する会社は、関係者と書面による同意がない限り、(内部及び外部の両方において) その使用を機密事項としなければならない。認定機関 (AB) 及び認証機関 (CB) において認証された組織に関するデータを扱う者は、依頼者の競合者とデータを共有してはならない。しかし、このデータは、適宜、該当する AB、セクター管理委員会 (SMS)、関係省庁及び IAQG OPMT による審査又はレビューの対象とすることができる。

19.3 業界による監視制度 (ICOP) スキームの管理、実施及びオーバーサイトにおけるすべての要員又は組織は、自身の参画及び顧客及び依頼者との交流について定期的にレビューするとともに、SJAC 9104-2 規格に規定されているように、既知の利害抵触又は潜在的な利害抵触について明らかにしなければならない。

20 料金と財務

20.1 IAQG OPMT は、OASIS データベースにおける審査データの登録料を提言することができる。IAQG 評議会は、業界による監視制度 (ICOP) スキームによって発生した料金に関するすべての提言を承認するものでなければならない。

20.2 IAQG OPMT 議長は、業界による監視制度 (ICOP) スキームを整備及び維持するための年度予算案を策定しなければならない。この予算案は、レビュー及び承認のために、IAQG 出納係に提出しなければならない。この予算案には、契約労働、会議/ワークショップ費用、IAQG セクターの ICOP プロジェクト及び OASIS データベースの維持、整備及び改善の見積りを含まなければならない。

20.3 各セクター管理委員会 (SMS) / 認証機関管理委員会 (CBMC) は業界による監視制度 (ICOP) スキーム運用のための費用を提言することができる。これらの費用は個々の IAQG セクターによって承認されなければならない。

附属書A – 略語集

AA	航空宇宙審査員 (Aerospace Auditor)
AAB	審査員資格証明機関 (Auditor Authentication Body)
AAQG	アメリカ航空宇宙品質グループ (Americas Aerospace Quality Group)
AB	認定機関 (Accreditation Body)
AEA	航空宇宙産業経験審査員 (Aerospace Experience Auditor)
APAQG	アジア・パシフィック航空宇宙品質グループ (Asia/Pacific Aerospace Quality Group)
AQMS	航空宇宙品質マネジメントシステム (Aerospace Quality Management System)
ASD-STAN	AeroSpace and Defense Industries Association of Europe - Standardization
ASRP	先進的サーベイランス・再認証手順 (Advanced Surveillance and Recertification Process)
CAAT	コンピュータを使った審査技法 (Computer Assisted Auditing Techniques)
CB	認証機関 (Certification Body)
CBMC	認証機関管理委員会 (Certification Body Management Committee)
EAQG	ヨーロッパ航空宇宙品質グループ (European Aerospace Quality Group)
EMS	環境マネジメントシステム (Environmental Management System)
IAF	国際認定機関フォーラム (International Accreditation Forum)
IAQG	国際航空宇宙品質グループ (International Aerospace Quality Group)
ICOP	業界による監視制度 (Industry Controlled Other Party)
IMS	統合マネジメントシステム (Integrated Management System)
JRMC	航空宇宙審査登録管理委員会 (Japan Registration Management Committee)
JSA	財団法人 日本規格協会 (Japanese Standards Association)
MLA	国際相互承認協定 (Multilateral Agreement)
NAA	国家航空局 (National Aviation Authority)
NAB	各国認定機関 (National Accreditation Body)
NAIA	国内航空宇宙産業団体 (National Aerospace Industry Association)
NCR	不適合報告書 (Nonconformity Report)
OASIS	オンライン航空宇宙供給者情報システム (Online Aerospace Supplier Information System)
OEM	製造元業者 (Original Equipment Manufacturer)
OER	客観的証拠の記録 (Objective Evidence Record)
OIN	OASIS 上の識別番号 (OASIS Identification Number)
OP	業界 (Other Party)
OPMT	業界による認証制度管理チーム (Other Party Management Team)
PEAR	プロセスの有効性評価報告書 (Process Effectiveness Assessment Report)
RMC	航空宇宙審査登録管理委員会 (Registration Management Committee)
SJAC	日本航空宇宙工業会 (Society of Japanese Aerospace Companies)
SMS	セクター管理委員会 (Sector Management Structure)
TPAB	研修提供者承認機関 (Training Provider Approval Body)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

附属書 B—JIS Q 9100/9110 規格/9120 規格 (2009 年版) 認証審査に対する ICOP スキームにおける認証の組織構造 (Certification Structure) 一覧表

認証の種類	シングルサイト	マルチプルサイト	キャンパス	セベラルサイト	コンプレックス
<p>記述：</p> <p>注記：</p> <p>認証の組織構造 (Certification Structures) は 3.11 で定義される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一つのサイトで運営する組織 	<ul style="list-style-type: none"> 特定された中央機能及び活動が全体的又は部分的に実施されるサイトのネットワークを持つ組織 全てのサイトは、実質上同じ製造及び/又は付加価値プロセスを行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定された中央機能及び分散され連続的に (順次的で) 関連した製品実現プロセスを持つ組織 	<ul style="list-style-type: none"> 特定された中央機能及びマルチプルサイト又はキャンパス組織の基準を満たしていないサイト間のネットワークを持つ組織 セベラルサイトは同じ認証文書に記載される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定された中央機能及びマルチプルサイト、キャンパス (2 キャンパス以上が可能) 又はセベラルサイトのあらゆる組合せとなる所在地のネットワークを持つ組織
<p>適格性基準：</p> <p>注記：</p> <p>組織はすべての基準を満たさなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関連する会社からの価値創造の流れ (value stream) の依存関係を全く持たない、同一品質マネジメントシステムの下で運営されている独立型、自立型組織。 一つの所在地 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトが中央事務所と法的又は契約的な関連を持つこと。 中央管理、マネジメントレビュー、内部監査を含む一つの品質マネジメントシステム 中央事務所は他サイトに是正処置の実施を要求できる。 中央でのデータの収集及び分析、組織の変更に着手する能力を持つ。 IAF MD1 “多数サイト組織” の定義及び適格性要求事項に合致する。 全てのサイトにおける全ての品質マネジメントシステムは、十分に (すなわち 80%以上) 同じであること、また同じ方法及び手順で運営される。 いくつかのサイトは他よりも少ないプロセスで実施してもよい。 定義された地理的な制限とともに、IAF MD1 によるサンプリングは SJAC 9120 規格認証に関するのみ許容される。 サイト毎に一つの所在地 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトが中央事務所と法的又は契約的な関連を持つこと。 中央管理、マネジメントレビュー、内部監査を含む一つの品質マネジメントシステム 中央事務所は、他サイトに是正処置の実施を要求できる 中央でのデータの収集及び分析、組織の変更に着手する能力を持つ 最終的な製品又はサービスを実現するために一つのサイトからのアウトプットは他のサイトへのインプットになる。;シングルの価値創造の流れ (a single value stream) 異なるサイト又は組み合わせられたサイトにおいて同一の全ての製品あるいはサービスに寄与する異なるプロセスとなり得る。 十分に (すなわち 80%以上) 同じ (例えば製品群) であり且つ同一な方法と手順を通して実現されるのであれば、二つ以上の製品又はサービスで実現してもよい。 キャンパス毎に一つの所在地 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトは中央事務所と法的又は契約的な関係を持つこと。 中央管理、マネジメントレビュー、内部監査を含む一つの品質マネジメントシステム 中央事務所は、他のサイトに是正処置の実施を要求できる 中央でのデータの収集及び分析、組織の変更に着手する能力を持つ。 各サイトでのプロセスが十分には類似していない。(すなわち 80%以下の類似) 一つの共通な品質マネジメントシステムを通して管理された同じ又は異なる方法もしくは手順で、プロセスを運営してもよい。 (それぞれの) サイトでは、異なる製品又はサービスが実現される。 サイト毎に一つの所在地、 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトが中央事務所と法的又は契約的な関連を持つこと。 中央管理、マネジメントレビュー、内部監査を含む一つの品質マネジメントシステム 中央事務所は、他のサイトに是正処置の実施を要求できる 中央でのデータの収集及び分析、並びに組織の変更に着手する能力を持つ 全体の構成はマルチプルサイト、キャンパス (二つ以上のキャンパスにできる) 又はセベラルサイトの組み合わせを含む 理由 (論拠)、正当性、審査工数計算、審査プログラム及び (SJAC 9120 規格ではマルチプルサイトについて) サンプリング計画又はキャンパスについて IAQG OPMT の承認が要求される。 サイト及びキャンパス毎に一つの所在地
<p>審査工数 Audit Duration</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の総数を使用し、 	<ul style="list-style-type: none"> 各サイトでの従業員数を使用し、SJAC 9104- 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトの従業員数の総和を使用し、SJAC 	<ul style="list-style-type: none"> 各サイトの従業員数を使用し、SJAC 9104-1 規格 	<ul style="list-style-type: none"> セベラルサイト、キャンパス (2 キャンパス

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

認証の種類	シングルサイト	マルチプルサイト	キャンパス	セベラルサイト	コンプレックス
(審査日数計算) :	<p>SJAC 9104-1 規格 表 2 により計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) を適用しない限り、削減は許容されない 追加は許容される。 	<p>1 規格 表 2 により計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) (カテゴリ 2 の一部として) 又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) を適用しない限り、削減は許容されない。 追加は許容される。 	<p>9104-1 規格 表 2 を出発点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション及びキャンパスの他の側面を支援するために、10%の追加の時間を要求する。 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) を適用しない限り、削減は許容されない。 他の追加を許容する。 	<p>表 2 を出発点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 削減された認証範囲の複雑さ (SJAC 9104-1 規格 表 4 参照) に対して、各サイトで最大 30%の削減を許容する 先進的サーベイランス・再認証手順 (ASRP) 又はコンピュータを使った審査技法 (CAAT) を適用しない限り、削減は許容されない 追加は許容される 	<p>以上が可能) 及び/又はセベラルセベラルサイトの組合せとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の中で、それぞれの実体に対する要求事項を用いて SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用し計算する。 IAQG OPMT の承認が要求される。
初回審査 initial audit :	<ul style="list-style-type: none"> 上記に示した審査工数で一つのサイトを審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に示した審査工数ですべてのサイトを審査する 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトを審査 CB は効果的な審査を達成するため全てのサイト間で総時間を割り当てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に示した審査工数ですべてのサイトを審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> すべてのサイトを審査する。
サーベイランス :	<ul style="list-style-type: none"> (初回審査工数の 1/3 に基づき) SJAC 9104-1 規格表 2 を使用した年次サーベイランスを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査頻度に対しては SJAC 9104-1 規格 表 3 を参照し、審査工数計算に対しては表 2 を参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> (初回審査工数の 1/3 に基づき) サーベイランス用の SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用してすべてのサイトを審査する。、さらに最小 10%の時間を追加する。 	<p>(初回審査工数の 1/3 に基づき) サーベイランス用の SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用してすべてのサイトを審査する。削減された認証範囲の複雑さに対して、サイト毎に最大 30%の削減を許容する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用する認証の組織構造の組合せによって決定
再認証 :	<ul style="list-style-type: none"> (初回審査工数の 2/3 に基づき) SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用した再認証審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査頻度に対しては SJAC 9104-1 規格 表 3 を参照し、審査工数算定に対して SJAC 9104-1 規格表 2 を参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> (初回審査工数の 2/3 に基づき) 再認証用の SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用してすべてのサイトを審査する。さらに最小 10%の時間を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 初回審査工数の 2/3 に基づき) 再認証用の SJAC 9104-1 規格 表 2 を使用してすべてのサイトを審査する。削減された認証範囲の複雑さに対して、サイト毎に最大 30%の削減を許容する。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する認証の組織構造の組合せによって決定
認証文書の内容 :	<ul style="list-style-type: none"> 単一の所在地及び定義された認証範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 各サイトに適用する認証範囲の記述を含む、中央機能及びすべての 	<ul style="list-style-type: none"> キャンパスに対する一つの管理機能の所在地及び認証範囲が認証文書に記 	<ul style="list-style-type: none"> 認証文書に記載される中央機能及びすべてのサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 中央機能とすべてのサイト及び/又はキャンパス。各々のサブ組織

認証の種類	シングルサイト	マルチプルサイト	キャンパス	セベラルサイト	コンプレックス
		サイト <ul style="list-style-type: none"> 中央機能を持つサイトが特定されている 	載されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> キャンパス内の各サイトの所在地及びサイトに対する活動のサブ認証範囲を持たなければならない。 中央機能を持つサイトが特定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の認証範囲の記述及び各サイトに対する認証範囲の記述を含めなければならない。 	のタイプに対する基準を使用して、すべてのキャンパスとサイトに適用する認証範囲を含める。
OASIS: OASIS:	<ul style="list-style-type: none"> 単一 OIN 	<ul style="list-style-type: none"> 各サイトは個々の OIN を持ち、OASIS データベースに記載される。 中央機能を持つサイトが特定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 単一 OIN と共に、管理機能の所在地が OASIS データベースに記載される 中央機能を持つサイトが特定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 中央機能及びすべてのサイトは OASIS データベースの中に記載されなければならない。及び各サイトは個々の OIN を持たなければならない。 中央機能を持つサイトが特定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 各サイト及び／又はキャンパスは、OASIS データベースに記載されなければならない、各サイト及び／又はキャンパスは、個々の OIN を持たなければならない。 中央機能を持つサイトが特定されている

附属書 C-オンライン航空宇宙供給者情報システムデータベース (OASIS) に登録する情報

1 入力する情報:

- 発行/再発行日及び有効期限を含む、認証文書の識別
- 認証の範囲
- 実施した審査の種類 (すなわち、初回審査、サーベイランス審査、再認証審査、特別審査)
- 審査日及び現地審査人日数 (すなわち、審査員の人数及び審査チームが費やした日数) ;
例えば、3人の審査員が4日間費やすと、12 審査人・日である。
- 認証文書に記載されている各サイトの組織の従業員数
- 審査リーダー名
- 審査に参加した、その他の航空宇宙産業経験審査員 (AEA) 及び航空宇宙審査員 (AA) の氏名
- 審査を実施した該当する航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格及び改訂版 (例えば、JIS Q 9100:2009)
注記 それぞれの規格 (すなわち、SJAC 9110 規格, SJAC 9110 規格, SJAC 9120 規格) に対して、個別の入力が求められる。
- 該当する AQMS 規格の各箇条に対する重大な不適合、軽微な不適合の数
- 審査の要約
- 組織が識別した適用除外 (該当する規格の箇条によって識別される)
- プロセスの有効性評価報告書 (PEAR) データ:
 - PEAR 識別番号
 - 有効性レベル
 - プロセス名
 - 規格の箇条
 - サイト
 - 審査員氏名
 - 発行日付
 - 審査報告書番号

2 pdf 様式の電子ファイルにて該当する審査記録をアップロードする (SJAC 9101 規格参照) :

- 第一段階審査報告書;
- 審査報告書 (第二段階審査, サーベイランス審査, 再認証審査/承認, 及び特別審査) ;
- 審査報告書 (補足用) ;
- 不適合報告書 (NCR) -すべての不適合報告書 (NCR) は一つの PDF ファイルにてアップロードする。 ;
- プロセスの有効性評価報告書 (PEAR) -すべてのプロセスの有効性評価報告書 (PEAR) は、一つの PDF ファイルにてアップロードする。 ;
- QMS プロセスマトリックス報告書

注記 1 客観的証拠の記録（OER）は登録しないことが望ましいが、審査ファイルの一部として、認証機関（CB）の事務所で保管する。

注記 2 データ入力に関する研修／指導は、CB の認定後、セクター管理委員会（SMS）によって提供される。

注記 3 認証された組織に関連するデータ[例えば、名前、住所の詳細、連絡窓口担当者名]は、認証された依頼者（組織）によって OASIS データベース上で維持される。